

平成22年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成22年9月16日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第51号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 議案第44号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第12 議案第45号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第46号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第47号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第48号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第49号 羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第50号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画について
- 日程第18 認定第 1号 平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 3号 平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 4号 平成21年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計歳入歳出

決算認定について

- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 1 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 1 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 1 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 報告第 1 2 号 平成 2 1 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 6 報告第 1 3 号 平成 2 1 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第 1 8、認定第 1 号～日程第 2 4、認定第 7 号及び日程第 2 5、報告第 1 2 号及び日程第 2 6、報告第 1 3 号 9 件一括)
- 日程第 2 7 発議第 8 号 道路の整備に関する意見書
- 日程第 2 8 発議第 9 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 9 発議第 1 0 号 一般国道の維持管理の充実を求める意見書
- 日程第 3 0 発議第 1 1 号 重症心身障がい児(者)への支援に関する意見書
- 日程第 3 1 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員(10名)

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	小野哲也君
	5番	坂本志郎君		6番	鹿又政義君
	7番	佐藤晶君		8番	山下崧君

○欠席議員(0名)

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	教育委員長	石川勝君
総務企画財政課長	寺澤哲也君	総務企画財政課参事	佐藤行広君
税務課長	野理幸文君	町民生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	渡辺憲爾君	保健福祉課長補佐	堺昇司君
地域包括ケア支援センター課長	斉藤健治君	環境管理課長	川端達也君
君水産商工観光課長	石田順一君	建設水道課長	高橋力也君
建設水道課長補佐	石岡章君	学務課長	太田洋二君

社会教育課長	中 田 靖 君	郷土資料室長	涌 坂 周 一 君
診療所事務長	工 藤 勝 利 君	診療所事務課長	対 馬 憲 仁 君
会計管理者	嶋 勝 彦 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	久保田 誠 君	次	長 大 沼 良 司 君
--------	---------	---	-------------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成22年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、7番佐藤晶君及び8番山下崧君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第3回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ、万障繰り合わせ御出席をいただきましたこと、御礼を申し上げたいと思います。本日の定例会の審議、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

お許しをいただきましたので、行政報告2件をさせていただきます。

1件目につきましては、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームの整備事業者の決定についてであります。

小規模特養につきましては、去る6月1日に公募を開始し、30日に締め切られました。2整備事業者から応募をいただき、7月28日と30日の2回、7人の選考委員による介護保険事業者選考委員会において、審査、選考が行われました。

その後、羅臼町の地域密着型サービス事業所等の指定について、必要な事項等を調査、審議する羅臼町地域密着型サービス運営委員会が8月6日に開催され、選考委員会の選考結果について審議がなされ、選考された整備事業者の承認がなされました。

この報告結果を受けまして、町として、社会福祉法人優秋会設立準備委員会を整備事業者として最終決定したところであります。

つきましては、準備期間に余り余裕のない中、応募いただきました2事業者に対し、お礼を申し上げる次第でございます。

また、決定された整備事業者においては、平成24年度中の開所を目指し、社会福祉法人設立の手續や建設に向けての準備をしていただくこととなりますが、入居者や家族が安心して生活できる介護サービスを提供していただける施設となることを期待するものであります。

2件目につきましては、お手元に配付してございます、9月14日現在の鮮魚取扱高の状況でございます。

それぞれ魚種別ごとにばらつきはありますけれども、最終的には、昨年同期と比較いたしまして、数量では101.2%、若干上回っている状況でございますが、取扱金額につきましては、前年比89.5%となっております。

なお、この中にありまして、特に現時点における秋サケにつきましては、昨年同期と比べまして、数量、取扱高とともに、昨年同期の約30%という状況になっているところでございます。

きょうから安全操業船も出漁いたしましたので、今後の水揚げに期待をするところでございます。

以上、行政報告2件をさせていただきます。

よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5 番坂本志郎君。

○5 番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

質問テーマは3件、11項目です。

初めに、羅臼町の医療、福祉に関してですが、ことしは介護保険制度が始まって10年経過の年に当たります。

法律に明記された、施行10年の見直しの実施に向けて、厚生労働省の作業が始まっています。制度改定の柱とされているのが、地域包括ケアです。

羅臼町も新しいまちづくりに向けた重点施策の中で、保険、福祉、医療が連携する地域包括ケアを推進するとしていますので、今般、見直しをされる介護保険制度の動向は、当町にとっても重要な意味を持つと思います。

それでは、今回の介護保険制度見直しの柱になっている地域包括ケアとはそもそもどのようなものでしょうか。定義をお伺いたします。

あわせて、現在、制度改定で検討されている内容は何か、お答えください。

次に、当町は地域医療の推進に向けて、老朽化が進み、早急な施設整備が必要として、保健予防活動や、高齢者福祉施設と有機的に連携できる新診療所を平成23年度に建設するとしています。まず、その建設進行状況をお伺いします。

その上で、建物は23年度にできるようですが、それでは、診療所を稼働させるため、維持、運営する医師を初めとする医療スタッフの人材確保はどうするのか。現在の固定医も契約期間は来年の6月までと承知していますが、6月以降の体制について、町民の皆さんも大変不安に思っています。

私は、前にも申し上げましたが、国保診療所の状況は、いつ休止になってもおかしくない、危機的状況に今も置かれていると考えています。その意味では、建物はもちろん大事ですが、最重要課題は人材の確保にあります。これがないと運営ができません。

その上で、24時間の時間外救急受け入れと、入院病床稼働に必要な条件及び人材確保をどのように進めていくのか、お伺いします。

次に、冒頭、行政報告にもありましたが、小規模特養老人ホームの整備事業が公募で決まったようですが、その経緯、お話ありましたけれども、選定の理由がよくわかりません。

他の自治体の公募の概要を調べてみると、公募の趣旨、設置及び運営主体、基本的事

項、応募の手順、選定スケジュール、そして事業者の選定、町あるいは町有地の貸し付け基準、施設の設備基準、助成制度、施設の運営等々あるようですが、経緯と選定理由及び施設整備に伴う国、道、当町の補助内容についてお伺いをします。

次のテーマですが、子宮頸がんのワクチン接種公費助成についてお伺いします。

この質問は2回目になりますが、前は、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンとあわせて、子宮頸がんワクチンの公費助成について質問したことがあります。

この子宮頸がんワクチンについては、全国的にも任意接種のワクチンに助成制度が広がり、道内でも積極的な取り組みが進んでいます。中でも子宮頸がんワクチンに期待が高まっていますが、接種費用が高いことが課題となっています。

子宮頸がんは子宮の入り口付近にできるがんで、年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しており、20代、30代の女性では最もかかりやすいがんと言われています。

このがんは、10代前半に接種をすれば予防効果が高いとされています。ただ、ワクチンは3回接種が必要で、費用も1回約1万5,000円かかるため、全国各自治体で公費助成の動きが広がっています。

その上で、4点お伺いします。

国や道の助成の考え方と、道内自治体の公費助成実施状況、羅臼町の接種対象者該当数として、小学6年の女子数、それから、中学1年から3年の女子数、そして、羅臼町の子宮頸がん公費助成実施に対する考え方をお伺いします。

次に、当町は、本年3月8日、第1回定例議会において、羅臼町非核平和の町宣言をいたしました。宣言は次のとおりです。

私たち羅臼町民は、美しい自然を誇り、すぐれた町民性を育んできた羅臼町を住みよいまちに発展させるため、町民のまちの理想郷を町民憲章に定めています。この理想は、政界平和の実現なくしてはあり得ません。美しい自然を絶やすことなく、郷土の豊かな文化を守り、世界自然遺産のまちとして、平和と安全な未来を子供たちに引き継ぐことは、羅臼町の責任と義務であります。

羅臼町は、世界の平和と安全、人類の幸福を願い、世界で唯一の被爆国の国民として、核兵器廃絶、非核三原則の堅持、恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな町民生活を守る決意を表明し、ここに非核平和の町を宣言します。

その上で、他の同宣言自治体では、この宣言に基づき、看板の設置や啓発のための事業を実施しているが、当町の計画や考え方をお伺いし、再質問を留保して、終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま坂本議員から3件の御質問をいただきました。それぞれお答え申し上げたいと思います。

まず1件目の、羅臼町の医療、福祉に関して、6点の御質問でございます。

まず1点目の、介護保険制度の見直しが進められているが、制度改定の柱とされている

地域包括ケアの定義とはとの御質問であります。社会保障審議会介護保険部会における地域包括ケア研究会の報告では、地域包括ケアシステムの定義として、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援が日常生活の場、いわゆる日常生活圏域と言われていますが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制と定義されております。

地域包括ケア圏域については、おおむね30分以内に駆けつけられる圏域を理想的な圏域と定義し、具体的には、中学校区を基本とすると報告されております。

2点目の、制度改定で検討されている内容はとの御質問でございますが、具体的に関係機関から情報を得ておりませんが、専門誌等の情報によりますと、社会保障審議会介護保険部会が、平成24年度の介護保険制度の見直しに向け、基本的論点としては大まかに二つに分類して検討が行われており、その一つは、サービス体系のあり方と、もう一つは、持続可能な制度の構築でございます。この2点を、ことしの11月をめどに取りまとめられると聞いております。

3点目の、診療所建設の進行状況と運営に必要な医師の招聘、看護師等の人材確保はとの御質問でございますが、診療所につきましては、平成24年4月の開設を目指し、町内唯一の医療機関の使命として診療を行いながら整備していくこととしております。

診療所建設の進行状況につきましては、現在、実施設計の委託を行い、建設費の積算を行っているところでありますが、スケジュールは、当初予定していたものに比べましておくられている状況にあります。

当初は、4月に実施設計の委託を行い、9月中に建設費の積算を完了する予定でございましたが、建設場所の選定や間取りの決定等に時間を要したことなどから、結果として建設費の積算が12月ころまでかかる見込みとなっており、工事の発注につきましても来年1月ころになる状況にあります。あくまでも平成24年4月の開設を目指して整備していくこととしております。

運営に必要な医師招聘につきましては、さきに議員各位にも御同行いただきました、議会と町の連名による北海道に対する直接的な要請行動のほか、各関係機関やインターネットを活用した募集、あるいは人的ネットワーク、人脈、さらには議員各位を初めとする町民有志や院内情報など、さまざまな形で常勤医師3名の招聘に努めているところであります。

また、看護師等の人材確保は、特に看護師につきましては、町内に在住する潜在看護師の活用に向けた情報収集、復職支援の研修や、育児や家庭の事情に配慮したシフトなどを総合的に調整しながら確保に努めてまいりたいと考えておりますし、その他の医療技術者につきましても、医療法人や社会医療法人等からの支援なども含め、手塚所長の意向や、後ほど専決処分や補正予算での上程を予定しておりますが、前診療所長である竹内實先生に経営アドバイザーとして、特に医師等、医療技術者の確保についての助言をいただきな

がら、現在取り組んでいるところであります。

4点目の、24時間救急受け入れと入院病床稼働に必要な条件はとの御質問でございますが、24時間の救急受け入れにつきましても、入院病床の再開につきましても、いずれも医師や看護師の夜間勤務体制が整わなければ実現はできないものであると考えております。

特に常勤医師につきましては3名体制が必要となりますが、医師を疲弊させないためには、土、日の応援体制の確保などにつきましても引き続き継続していかなければならないものであります。

また、看護師につきましては、今のところ2交代制の夜間2名体制でも、看護師全体で13名が必要となると考えております。

いずれにいたしましても、医師と看護師のどちらの体制も整わなければ、町民が望んでいる24時間の救急受け入れと、入院病床の再開も実現はできないものであることから、引き続き医師等、医療技術者の確保に向けて努力しているところであります。

5点目の、小規模特養にかかわっての御質問でございます。

先ほどの行政報告で申し上げましたが、小規模特別養護老人ホームの整備事業者選定の経緯につきましては、介護保険事業者選考委員会での審査、選考の後、羅臼町地域密着型サービス運営委員会において承認がなされ、それを受けて決定をしたところであります。

選定の理由はということですが、選考委員会において、公募時に提出された申込書の開設提案書とプレゼンテーションをいただいた上で採点が行われ、得点の高い事業者が選定されたものであります。

今後の建設、稼働のスケジュールであります。改築する診療所の建設スケジュールが固まっていないことから、工事の着工日程は確定しておりません。

いずれにいたしましても、現時点では24年度中の開設を目標に準備を進めてもらうことにしております。

6点目の、小規模特養施設建設に伴う補助内容についてでございますが、補助金については、北海道からの介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金を整備事業者に交付することになります。この交付基準額は、施設整備費が350万円掛ける定員数29名でありますので、1億150万円、施設開所準備経費として60万円掛ける定員数でありますので、1,740万円となります。したがって、合計で1億1,890万円が交付となる予定でございます。

続きまして、2件目の子宮頸がんのワクチン接種についての公費助成に関しまして、4点の御質問でございます。

1点目の、国、道の考え方についてであります。助成額や対象年齢など、詳細を考慮し、来年度、予算化に向け検討していると、国、道、両方の情報を得ているところであります。

2点目の、道内の公費助成の実施状況についてであります。6月末現在、道内179

市町村中41市町村、全体の23%が公費の助成を決めております。

3点目の、当町の対象年齢の該当者数ですが、現在、小学校6年生の女子は21名、中学校1年生から3年生の女子は86名であります。

4点目の、羅臼町の公費助成に対する考え方についての御質問でございますが、御案内のとおり、依然厳しい羅臼町の財政状況と、限られた財源であることから、今後、道の補助制度の推移も見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3件目の羅臼町の非核平和の町宣言に伴う当町の今後の事業計画についての御質問であります。非核平和宣言の啓発事業としては、塔及び看板等の設置、記念植樹、パネル展等の啓発事業等が考えられ、町としては、今後、非核平和宣言の懸垂幕の設置を考えております。また、ソフト事業として、町のホームページや広報誌等を活用し、町内外に向けた平和についての啓発活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

最初に、非核平和の町宣言にかかる当町の具体的な事業計画ですが、町長部局も既にかんではいると思いますけれども、他町では、看板の設置、役場前だとか、あるいは当町でいうと峯浜、植別の羅臼町に入るところですとか、そういうところに設置するのが適当ではないかなと私は思っていますが、看板の設置。それから、広報その他でそのことを啓蒙するのは当然なのですが、他町では、例えば釧路などでも既にやっていますけれども、広島、長崎大会に代表を2名ないし3名派遣するというような事業ですとか、あるいは、これは羅臼町でもやっていたでしょうか、公民館等を利用して原爆写真展を行うとか、こういうような事業が行われています。

今、町長のお答えですと、懸垂幕ということですが、懸垂幕は夏の間というか、その時期だけやることになるのか、年間を通じてはちょっと厳しい。看板については、どのくらい費用がかかるのか、私、試算しているわけではありませんが、やはり看板の一つくらいは、一定期間、壊れないで済みますから、ぜひ看板の設置等くらいはやる必要があるのではないかというふうに思います。そのほか、広島、長崎への派遣ですとか、これは全部結構な費用がかかってしまいますので、ここら辺は段階的にやっていかれてはいいのではないかなというふうに私は思います。

看板の設置について、もう一度、町長。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま坂本議員から、峯浜のところにある啓発塔等々の利用ということも考えられますけれども、あの看板等につきましては、交通安全協会であるとか、あるいは防犯協会等々の、各町内における団体等がそれぞれ財源を持ち寄って設置しているというような経緯もございます。両面なり、あるいは三角柱もありますけれども、

その空きスペースが利用できるのかどうかも含めながら、今後検討してまいりたいと思いますし、看板そのものを町としてこのために本格的に実施するとすれば数百万円かかるというようなことですので、これについては、財源等の状況もございますので、今すぐ設置するということには、なかなか決断できる状況にはなっていないということですが、いずれにしても、そういう既存の啓発塔等を活用しながらということは検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、派遣云々の関係につきましては、御意見として賜っておきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 御存じのように、当町には平和宣言のほかに、暴力追放ですとか、自然の番人とか、もう一つ何かあったと思いますが、それぞれ事業が全部ついていたね。そういう方向で、予算を伴いますので、ぜひ前向きな検討をお願いをしたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、子宮頸がんワクチンの公費助成の件です。

前回、このワクチンで予防効果が大きいということで、先ほど申し上げましたが、ヒブワクチンであるとか肺炎球菌ワクチンで、子宮頸がんワクチンについて、当町としての助成をすべきであるということで町長に質問いたしました。その段階では、やはり予算の関係ということで、そこでは実施というお答えをいただけませんでした。

ただ、ここへ来て、全国的にそういうお母さんたちの運動ですとか、あるいはまちの中での住民運動ですとかということが全国的に広がりまして、町長もお話ししていましたが、国としても、150億円、決定ではないですが、一応厚生労働省として予算要求をしたということになっています。

それから、道のほうでも、先日、高橋はるみ知事が、一定額の助成をすると。これはそれぞれの自治体のほうで実施をするときに、その分の補助ということになると思うのですが、流れからいうと、ほぼ、全額かどうかわかりませんが、通るのではないかなというふうに、今マスコミのほうでは流されている。道内自治体では41市町村で実施をしているということですから、結構な割合で一気に実施自治体がふえている。

それから、先ほど申し上げましたが、子宮頸がんワクチンは3回接種が必要で、1回に1万5,000円ですから、4万5,000円もかかるということなのです。具体的に各自治体の公費助成の中身などは、もちろん担当部局はつかんでいると思いますが、全額補助するところもあれば、2分の1、3分の1というところもあります。それから、年齢についても、11歳から45歳とか、対象年齢を広げたりしているところもあります。さまざまなのです。

羅臼町としてどうするかということなのですが、先ほど該当者のお話をしましたが、言われているのは、対象年齢は小学校6年から中学校の3年生までが中心なのです。この

子供たちにワクチン接種をすると、6割から7割が子宮頸がんの発症を抑えられるというふうに言われていまして、少子化の状況もありますので、若い女性を守るという視点で、ぜひ子宮頸がんワクチンについてはもう一歩進んだ御返答をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今御指摘あったように、この投与によって若い方々の病気の発症が防げたり、あるいは命にかかわるということであれば、いろいろな事業の中で取捨選択しなければなりませんけれども、今、国の補助がどうなるのか、道の補助がどうなるのか、それを見きわめながら、今御指摘のあった小学校6年生から中学校3年生までということでもありますので、町民全体の人口から見るとそう大きな数ではございませんので、そういうことも踏まえながら、町としてどれだけの助成ができるのかということについては前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） おっしゃるとおり、予算がまだ決まっていないということがありますので、そういう答え方、前向きな御発言いただいたということで、次に移りたいと思います。

最初のテーマでお話しした介護保険制度における地域包括ケアです。

定義については、町長おっしゃったとおりで、私もそのようにつかんでおりますが、町長がおっしゃった定義、そのことを伺うというか、この定義を読む限りは、地域包括ケアの実現は、安心感を持てるというか、そういう内容であるというふうに私は思います。

しかし、これを実現するためには、自助、互助による取り組みの推進、支援の検討を進めることが必要だということが、実はその後についている。

検討されている内容の具体的なものですが、町長は大きく論点として、サービス体系のあり方と持続可能な制度ということで、大枠でお話しされましたが、何点か具体的な中身で申し上げますと、要支援または要介護1の軽介護者は現行の保険給付から外す、こういうことや、軽介護者の家事援助、これはヘルパーさんが行ってやるのですが、調理ですとか掃除ですとか買い物の手伝い、これも介護保険から外して、見守りや配食などの生活支援サービスとして実施する方向で検討されています。

さらに、現在、介護保険の個人負担は1割なのですが、これを引き上げることや、ケアプラン作成に利用者負担を導入するというようなことが検討されている。非常に負担が大きくなるということかなというふうに思います。

つまり、住みなれた地域で暮らし続けるには、まず自助、自己責任があり、その次に町内会やNPOなどのボランティアが生活支援した上で、介護保険サービスを利用しなさいと、こういう内容になっています。

もう1点、医師がそれぞれの家庭に行って診療する、診察するという訪問診療、この在宅サービスにかかる医師の役割を変更するということが検討されている。どういうことか

というと、訪問診療については、現在は必要に応じて、医師の判断と患者の状況に応じて、1週間に1回行ったり、10日に1回行ったりということを、ドクターがスケジュール化するわけです。ところが、訪問診療については、開始時、スタートのとき1回、それから、急に悪くなったとき、そして見取り、亡くなる時、これに限定をするという。医師が果たしている仕事は看護師がやるんだよ、看護師の仕事は介護福祉士がやるんだよという方向が今示されている。要するに、より安いコストで効率的な介護保険制度をつくり上げようとする計画です。言いかえると、介護保険制度の範囲を狭めて、制度への国の支出を減らすことにその意図があります。

そこでお伺いしますが、このように公的制度の縮小が現在検討されている状況下で、当町は地域医療の充実に向けて地域包括ケアを推進する計画を持っています。しかし、予測される新たな負担増は、当町の医療、保健、福祉の連携推進、これに問題が生ずると私は思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 現時点では、今の国の制度、仕組み自体がどう変わってくるのかということは、詳細はまだ明らかになっていないわけですから、そういう見直しも含めて検討されているというような状況下にあるわけでありまして、私どもとしては、地域包括ケアセンターを立ち上げながら今進めているわけでありまして、現時点における医師の確保が、医療技術者の確保ができていないという状況の中であって、決して私どもが最終的な目標としているところにまだいっていないということもまた事実でございます。

したがって、そういうことも含めながら、今後の国の制度、仕組み、これをしっかり見定めながら、これによって当町の今計画していることがどういう変更をせざるを得ないのか、あるいはすべきなのか、これについては町長としての考え方もありますでしょうけれども、当然これは医師、あるいは保健師等も含めながら、あるいはそれにかかわっているいろいろな方々、福祉にかかわっている方々の民間の事業者もおりますので、そういう方々も総合的な形の中で協議、あるいは相談をしながら、羅臼町としての最終的なあるべき姿といいますか、町民が安心して暮らせる、生活できる、そういう保健、福祉、医療、これをどうするかということは、国の制度の変更いかんによっては、今の我々の計画も見直しを含めて考えざるを得ないのかなというふうな、現在そういう考えでおりますけれども、ただ、具体的にということになりますと、今そういう国の制度がしっかりとか、はっきりしていない状況でございますので、それ以上については、今のところこの程度でしかお答えできないということについては御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 今検討されている内容が報道されていますが、過去の事例から見ますと、検討されている内容はほとんど具体化されています。今私が申し上げたことについては、そのほとんどはそのような方向で流れると、私自身は確信をしております。

もともとの地域包括ケアの構想には、住みなれた地域で24時間安心の介護を受けて暮らしたいという高齢者の願いが含まれています。医療、介護の一体化も、切れ目なくサービスが受けられるという意味で重要なことです。

しかし、申し上げたように、今回の改正は、構想全体を貫いているのは、自己責任の押しつけと介護保険の縮小であり、介護を企業のもうけの場にしていく道でしかありません。これでは、低所得者を初め多くの高齢者が地域包括ケアの体制から排除される。地域包括ケアではなく、地域が崩壊する地域崩壊ケアになりかねません。その意味では、だれもが安心できる介護を保障し、高齢者の命と人権を守るための真の意味の地域包括ケア、安心して住み続けられる羅臼町を我々はつくらなければならないということを申し上げて、次の質問に移ります。

24時間救急受け入れするためには、最低でも3人の医師が必要だというお話でした。

ある医師は、労働条件を考えると、応援も含めてですが、7人くらい必要だよと、24時間やるのでは。そんなことを言っていましたけれども、私は、言葉はちょっと悪いかもれませんが、今のままで、一本釣りで、一本釣りという言葉はちょっと語弊あるかもしれませんが、3人の医師確保は困難というか、不可能ではないかというふうに思っています。まして、予防医療とか訪問診療とか地域包括ケアとか含めて、その理念とか考え方が、個々のお医者さん3人確保したときに、一致するとは考えられません。

私は、医師確保の関係ですが、個々の医師へのアプローチは継続しながら、町長がおっしゃっていました、インターネットとか何とか、これは継続しながらも、医療法人に条件を提示して積極的に交渉すべきではないかというふうに考えています。

例えばの例ですが、条件です。この間、いろいろ議論をしていましたが、公設民営でやりたいのです、診療所は新築です、資材及び水道光熱費は町で負担します、これが基本です。そして、羅臼町の地域包括ケア実施に協力していただけること、時間外救急受け入れ、どういう中身かは別にして、これと、入院病棟を稼働すること、この基本条件で該当しそうな医療法人を調査して、町的意思として交渉するべきと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきましては、さきの特別委員会等々の議論の中でも申し上げていたと思いますけれども、私は、病院から診療所にした経緯の中で、医療スタッフの安定した確保、加えて、公的病院の役割として、不採算部門が、今おっしゃったように、救急も含めてあるわけですから、幾ら頑張ってみても、それは採算の合わないところ、しかし、これは町民の命を守るということではやらなければならないという、公的なそういう使命を持っているわけですから、そういうことも含めながら考えたときに、一定の一般会計、町民の理解を得ながら、税金の中から診療所経営に対する負担をしなければならないということ、これは理解してもらえと思うのですが、では、それがどれだけまで許容ができるのかということは、おのずから限度があるわけでありますから、それは

毎回申し上げておりますように、我が町の財政状況というのは国に依存している部分が非常に多いということが現実の財政構造になっているわけですから、そういう点からいきますと、医療スタッフの安定的な確保と、しかもできるだけ一般会計に負担をかけないような、赤字を少なくする、両方をクリアするとなれば、公設公営のままでは、直営のままでは非常に難しいと。したがって、私としては、そういうことも含めると、公設民営も視野に入れて考えてまいりたいということは前から申し上げておりました。

したがって、このことにつきましては、今回、診療所建設等に当たっても、特別委員会の議論を通じながら、さらに今、坂本議員からお話のあった公設民営ということについても、当然私としてはいろいろと情報もいただきながら、ある意味では接触もしている状況もございます。まだ今この段階でどうこうということは申し上げる状況にありませんけれども、それは十分、今後、診療所、医師確保も含めた中に、公設民営ということも視野に入れながら検討しているということを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本議員。

○5番（坂本志郎君） 公設民営ということを議会で質問するのは、私、初めてなのですが、誤解のないように申し上げておきますが、町民にとって命を守ることになる医療インフラを、私は民間に軽く渡すということは必ずしも賛成ではありません。ただし、他の自治体の事例で、そのことを一生懸命やっている医療法人も幾つかあるわけですが、その意味では、そういうことを前提にして申し上げました。ぜひ医師の確保については、今申し上げたような医療法人に、個々の医師を継続しながら、そこに少し力をシフトするというか、条件をきちっと提示をしてやるということが私は大事ではないかと。そうすると、医療法人は、一定程度の医師は、必要な人数は、出張医も含めて確保してくれます。看護師も場合によっては確保してくれる。当然のごとく、公設民営ですから、自分で経営を考えるわけですから、町長がこの間繰り返し言っている、医療にかかる費用の一般会計の支出、税金からの支出、これも一定程度抑えられるのです。ただし、経営をうまくいかせるために、水道光熱費については補償するよとかというようなことも出せば、向こうも受け入れやすいのではないかなと思うので、ちょっと申し上げました。

もう一つ、医師と話していて、なるほどなと思ったことは、私は重要なことだというふうに思っていますが、医師や医療法人がそのまちに行くかどうか、そのまちを評価するポイントとして、住民の医療に対する意識、評価の問題があります。医師と話をする、よく聞く言葉に、そのまちの住民の医療に対する意識は健診率を見るとよくわかるというふうに言われます。健診率が高いまちは住民意識が高いのだと。当然のごとく、医療費も安く済みます。要するに予防医療の視点ですが、そういうまちに私は勤務したいのだと、医師がそう言うわけです。

それで、私は今議会で、羅臼町の健診率、なかなか行かない、私はメタボ健診の対象湯になっていますが、受けていませんが、アンケートは出しました。向こうから来ると思うのですが、そうしたら健診を受けようと思いますけれども、羅臼町の健診率、これを50

%にすること、住民の半数が予防健診に参加する。健診というのは二つあります。健康診断と検査の診断と二つあるのですが、健康診断というふうにとらえていいと思うのですが、住民の半数が予防健診に参加すること、このことを全町挙げて取り組むことを政策化してはどうかというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） この点につきましては、先般開催された国保運営協議会でも、非常に各委員さんから議論のあったところございまして、我が町、他市町村から比べて非常に健診率が低いということも、これもまた事実でありますけれども、今のメタボ健診、特定健診ということにつきましては、全国的にも決して当初見込んだような状況になっていないと、これもまた事実であります、今、国のほうでも、さらにまたその健診率を高めるべく、いろいろも検討されているということでございまして、我が町としても、福祉課のほうも含めながら、このことにつきましては、どうやったら健診率が高まるのかということ、住民の意識というお話ありましたが、我が町の産業形態のこともありますし、加えて、直接他の町外の医療機関に行って健診を受けているということもございまして、必ずしもこの健診率が100%捕捉されているかということ、なかなか捕捉されていない部分がありますので、どこまでなのかということも含めながら、今、アンケート調査ということも実施するというようにしておりますので、これについて、今、坂本議員おっしゃったとおり、医師がそういうことを勤務していただける条件の一つとして考えているとするならば、なおのこと、この健診率のことについては、今後、時間もかかるでしょうけれども、向上に向けていろいろな方策、手立てをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 私、突然唐突に健診率を50%にすべきだということを申し上げましたが、るるお話ししてきましたけれども、医療をめぐる状況は、羅臼町だけではなくて、全国、道内含めて厳しいものがあります。行政も担当部局も苦勞されていることは十分承知していますが、羅臼町の医療、すなわち診療所を守るということは、まちを守ることにつながるわけです。行政任せではなく、町民を巻き込んだ行動提起という意味で、私は健診率50%ということを行ったわけです。この行動は、必ず結果を残すと思うのです。私は、町長の言われる技術的なものはもちろんあるのです、実際にやるとなったら。ほかで受けている人もいるだろうし、いろいろなことがあるわけですが、ただ、地域医療を守るという1点での協働といいますか、要するにみんなで健診を受けようではないかと。町内会、あるいは漁業組合の関係、一般の会社、ここにいらっしゃる幹部の皆さん、我々議員も含めて、それをまち全体として取り組むのだと、号令をかけてやるのだということを公言をしてやれば、必ず私はプラスになる。保健師が頑張っているんだ、担当福祉課が計画を出したんだと。これを超えて、この1点での協働をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

小規模の特別養護老人ホームの整備事業です。

町長から説明ありましたので、そのようにまず理解をしたい。一定の手続を経てきているわけです。

私、質問の中で、施設整備にかかる補助金、あるいは公的貸付金等はどうなっているのだということを質問しました。総額で1億1,890万円の公的資金が導入される。それから、町はこの一等地について、5年間無償で貸与するということもあるようですね。これも入ります。業者選定が終了して、その後、日程はまだ定まっていないようですが、平成24年度に開設するという事だけ決まっているということのようですが、この整備、開設に当たって、町として、この業者に対して、業者というのは社会福祉法人です。ここが建設するわけですから、ここが業者選定をすることになると思うのですが、町としての留意事項、要するにこういうふうにしてくださいという留意事項について、何点か確認の意味でお伺いしておきたいと思えます。

ちょっと早口で言いますが、ほかの自治体で、こういう事例のときに、福祉法人に対して、これを守ってくださいよということが何点かあるのですが、重要なところだけ言います。

まず、利用者負担額の軽減ということで、介護保険サービスにかかる利用者負担軽減制度事業を実施すること。

それから、居住費、滞在費、食費の問題ですが、利用しやすい料金設定が大事になります。滞在費、居住費は1日1,970円以下であるとか、多床室は日額320円以下だとか、食費については1日1,380円以下とか、こういうふうに決めているのです。これ以上高くないようにせよということです。

それから、医療的ケアの関係でいうと、経管栄養だとか、たんの吸引だとか、点滴などの医療処置、要するに医師、看護師の配置の充実などをきちっとしなさいということです。

それから、町民入所率の向上ということで言いますが、例えば29人の小規模ですが、うち95%以上は羅臼町の住民でなければならないのだと、これがないと、知床自然遺産のまちだということで、釧路や札幌から来るかもしれない。羅臼町の補助施設ですから、羅臼町の住民が最優先で入らなければいけない。そのために95%以上の入所率というようなことを言います。

それから、重度利用者の重点化というようなことで言いますと、要介護4とか5の重度介護者、ひとり暮らしの高齢者、要するに特に緊急性の高いと思われる高齢者を積極的に受け入れなさいと。要介護4及び5の重度要介護者の入所率の目安は7割以上ですと、こういうことを決めてやると町と約束しないさいと、こういうことなのです。

それから、地域の雇用創出、介護職員については、地域の雇用創出につながるよう努めてくださいと。

それからもう一つ、工事請負契約の締結にかかる順守事項ということで、当然のことで、羅臼町の業者を使ってくださいということです、JV含めて。もちろん、本体工事は羅臼町のランクでは無理なのかもしれませんが、それ以外のところは基本的に羅臼町の業者を使ってくれというのは当たり前のことなのです。土地を無償で貸して、1億円からの補助金を入れるのですから。ただ、気をつけなければいけないのは、私の会社はもともと決まったところがあるから、そこしか使えないのですと言ってくるかもしれない。断固、ノーと言うべきです、それについて言えば。

このあたりの留意事項、建築については、何かこの辺ではお話し合いされているのでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 選定までに当たりましては、町長お話ししたとおりでございますが、実施に向けての、ただいま議員申しあげました内容については、逐一、まだ具体的には話はしておりませんが、当然に地域のことでありますので、お話をしなければならぬ点、多々あるかと思っておりますので、今後詰めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） この施設は、町有地を提供して、多額の補助金を投入する町の補助施設であります。今申しあげたことはほんの一部ですが、町としての条件提示をしっかりと進めていただきたい。このことを申しあげて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、坂本議員の質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。11時10分、再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君。

高島君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づき、診療所の改築計画について、診療所の運営及び経営についての2件について質問をさせていただきます。

まずは、1件目の診療所の改築計画についてお聞きいたします。

私は以前より、診療所を改築する前に常勤医師3名の確保をすることが本町にとって最優先課題であると提言してまいりました。

また、一刻も早く入院、時間外救急を受け入れできる体制を整え、町民の皆様が安心して暮らすことができるまちにすべきと発言してまいりました。このことを前置きにし、診

療所改築計画について質問させていただきます。

現在、診療所改築計画は、基本設計の構想図を町民の皆様にお示しした段階ですが、診療所が完成となるまでは、実施計画や実施設計や、その他工程のスケジュールが予定されていることと思います。完成までの今後のスケジュールはどのように進行していくのか、お尋ねいたします。

診療所の建築費用として、町長はこれまで4億円程度とおっしゃっておられたと思いますが、取り壊し費用も含め、当初の試算、4億円程度とする金額にかわりはないのか、お聞きいたします。

加えまして、付随する設備費用、医療機器類についても同様に試算されていると思いますが、その金額についてもお聞きいたします。

また、改築に当たり、建設工事、取り壊し工事、いろいろな設備の工事があります。工事の請負、また、機器類の納入や発注につきましては、本町の地元業者、地元企業の育成を目指す意味においても、また、商工業の振興、活性化することなどを考えますと、本町にいろいろメリットがあると思います。

したがって、診療所改築に当たっては、できる部分、できない部分があるとは思いますが、可能な限り地元の業者、地元企業に工事、あるいは機器類、物品類の納入の発注がいただけるよう求められております。このことについて、町長はどのようにお考えか、伺います。

次に、2件目ですが、診療所の運営と経営についてお尋ねいたします。

診療所の前々所長であられた本田医師、また、その前の所長、笹尾医師も、所長在任1年で羅臼を離れられました。お二人の所長は、残念ながら円満に退任されたとは言い難いやめられ方でした。特にことしの3月に突然診療所を去られた本田医師の場合は、新聞にも掲載されましたが、診療所所長でありながら、現在、計画進行中の診療所の改築について、行政側から相談を受けておらず、なぜ現場の意見を聞かないのかと不信感を抱かれ、また、医師住宅の水道管の破裂が2カ月以上復旧しなかったなど、行政との意思疎通に課題があったと掲載されました。

医師の確保が急務であり、最重要課題である本町にとって、所長である本田医師に対する事務方、行政のこのような対応の不利が明るみに出たということにつきましては、まことに遺憾に思っております。診療所事務方及び行政は猛省し、二度とこのようなことが起こらないようにしていただきたいと思っております。

そこで伺いますが、医師が働きやすい環境とはどのようなことが必要と考えているのか、お聞きします。

また、町民にとって、つまり患者の立場から、診療所に対し、かかりやすい、利用しやすい環境というものとはどのようなものとお考えか、お聞きします。

次に、医療の情報システム、IT化についてお聞きいたします。

医療分野のIT化が進む中、本町の診療所も、将来のビジョンを持った計画的な医療情

報システムの構築が必要と考えます。電子カルテを中核とした看護支援システム、オーダリングシステム、薬局連携システム、臨床検査、画像管理、栄養管理、医事会計などの診療所内のネットワークシステムがあります。また、医療クラウドコンピューティングシステム、遠隔診断支援システム、専門的診療支援や療養支援といった、医療機関同士の、いわゆる診療所の外に対し、ネットワーク医療システムがあります。

診療所内のITネットワーク化は、業務の効率アップ、経費の節減、残業を減らすなど、医療現場の環境がよくなり、モチベーションの向上、患者さんからの信頼感がより増加するなどの利点があります。

診療所の外側とのネットワークの利点は、医療機関同士のネットワーク化により、医療機関がかかわっても、つまりカルテや画像、レントゲン写真を持ち歩かなくても取り出せる医療クラウドなど、カルテなどがほかの病院から見られる、検査の重複が防げる、専門医師からのアドバイス、画像診断など、遠隔医療、あるいは遠隔治療を受けられる、インターネットからの受付などにより待ち時間が短くなるなど、いろいろな利点があります。

へき地にある本町のような診療所こそ、医療機関同士のシステムのネットワーク化が必要ではないかと思いますが、町長はどのようにお考えか、お聞きいたします。

診療所改築計画を進めるに当たって、診療体制はどうするのか、運営、経営はどのように考えていけばいいのかなどのソフト面が最も大事ではないかと思いますが、そのソフト面である診療所の運営、経営の基本計画、基本構想が、いまもって全く我々に示されず、改築計画が先行していることに、私は大変危惧いたします。本来、箱物の構想図などと同時に、あるいは先行して基本構想、基本計画を示し、運営、経営、収支の計画案、シミュレーションを進められ、町民の皆様にお示しして、御理解いただかなければならないのではないかと思います。

また、医師3名、入院、時間外救急の体制を行った場合、一般会計からの繰入金ほどの程度の金額を想定し、繰り入れできる金額の限度は幾らまでと試算しているのか、お聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま高島議員から2件の御質問をいただきました。

まず1件目の、診療所の改築計画について、4点の御質問でございます。

そのうちの1点目の、今後の診療所改築に向けた設計、工程のスケジュールについての御質問であります。先刻、坂本議員の御質問にも答弁させていただきましたので、重複する部分もあるかと思いますが、新診療所につきましては、平成24年4月の開設を目指し、町内唯一の医療機関の使命として、診療を行いながら整備していくこととしております。

診療所建設の進行状況につきましては、現在、実施設計の委託を行い、建設費の積算を行っているところでありますが、スケジュールは、当初予定していたものと比べまして、

おこなわれている状況にあります。

今のところ、建設場所の選定や間取りの決定などに時間を要したことなどから、結果として建設費の積算が12月ころまでかかる見込みとなっており、工事の発注につきましては来年1月ころになる状況であり、しかしながら、あくまでも平成24年度、4月の開設を目指して整備していくこととしております。

2点目の、町があらかじめ試算していた取り壊しを含む建設費用について、3点目の、町があらかじめ試算していた医療機器類、設備費の費用についての御質問ですが、それぞれ関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

診療所の建設費用につきましては、現在、実施設計の委託を行い、建設費の積算を行っているところですが、羅臼町第6期総合計画の第2次実施計画におきましては、診療所施設建設事業として、総事業費6億4,000万円の計上をさせていただいておりますが、5月21日に開催されました診療所建設調査特別委員会におきましては、羅臼国保診療所改築位置比較検討資料の中で、本体工事費約4億円、解体費約1億円、備品を含まず約5億円と説明をさせていただいておりますので、差し引きいたしますと1億4,000万円が残りの経費となりますが、医療機器類、設備等の備品購入費としましては約1億円、外構整備費など、その他の費用としまして約4,000万円となるものであります。

いずれにいたしましても、現在、実施設計による建設費の積算、また、医療機器等の備品購入の積算につきましても行っており、必要な時期に御報告を申し上げたいと考えております。

4点目の、改築及び設備、機器類の地元業者発注の考え方についての御質問でございますが、地元業者への発注につきましては、特に建設工事におきましては、資材調達など、さまざまな事業者としてのかかわりがあることから、地域経済への影響が大きいものと考えております。また、地域雇用の確保や、地域経済の活性化を図る観点からも、建設工事ばかりでなく、備品購入などにつきましても、地元業者がかかわれるものは可能な限り配慮する必要があると考えております。

続きまして、2件目の診療所の運営及び経営について、4点の御質問をいただきました。

まず1点目の、医師にとって働きやすい環境というものをどのように考えているかとの御質問でございますが、職場環境では、まず、医師が疲弊しない環境づくり、十分な医療スタッフの配置と、無理のない勤務体制となっていることや、医師が診療に当たる際に必要な医療機器など、設備が整っていることが考えられます。

また、ここ羅臼町におきましては、住宅環境の充実も大切なことと考えております。この点につきましては、第2回定例会に補正予算を計上し、快適な生活ができるよう、早急に改善を要する部分について整備を行ったところでありますが、単身赴任の多い実態なども考慮し、早期に医師住宅の改修、あるいは新築等も含めた整備を進め、診療所の改築による勤務環境の整備とともに、住宅、生活環境の整備を図ってまいりたいと考えて

ております。

2点目の、町民にとって利用しやすい環境というものをどのように考えているかという御質問でございますが、診療所施設のハード面と、診療時間など、医療サービス提供というソフト面の充実を図ることと考えております。

新診療所の改築におきましては、ハード面では診療所のバリアフリー化があり、外来フロアを1階に集中的に配置するほか、待合室に小上がり等を設けるなど、利用者に配慮した設計を取り入れております。

また、ソフト面では、医師や医療スタッフの良好な労働環境に配慮しなければなりません。診療時間や救急対応の拡大や、訪問診療の充実、あるいはリハビリ診療への対応など、医療サービス面での充実も具体的に検討していくこととしております。

3点目の、医療クラウド、IT化等の医療ネットワーク導入について、どのように考えているかの御質問でございますが、医療クラウドによる医療ネットワークにつきましては、電子カルテシステムでは、ユーザー側が独自にソフトを購入する必要はなく、ネットワークを通じ、データセンターとアクセスすることにより、センターに保管された患者の診療データ等を参照することができると聞いております。

具体的な利用方法では、訪問診療等の際に、携帯端末を使ってそれらのデータを参照し、その場で治療経過や診療状況が説明できるメリットや、診療所の医師が他地域の医師のアドバイスを受ける際にも利用できるなど、遠隔医療を可能にするものであります。

こうした医療ネットワークの導入は、質の高い医療サービスの提供に貢献するものと認識しておりますので、将来的な導入については、医療関係者の意見も十分参考にしたいと考えております。

4点目の、改築後の診療所の体制と収支計画等についての御質問でございますが、改築後の診療所の体制につきましては、現在のところ当初計画のとおり、19床の入院設備を持った、休日、夜間対応可能な24時間救急受け入れのできる体制を考えております。

収支計画につきましては、現在作成中ではありますが、持続可能な診療所とするため、削減可能な経費の見直しや、民間への部分的な業務委託のほか、指定管理者制度による診療所の運営を含め、収支の検討を行っており、お示しできる内容となり次第、診療所建設特別調査委員会におきまして御報告申し上げたいと考えております。

また、一般会計からの繰り入れ可能な金額につきましては、歳入額から負担金等の義務的経費などの経常的経費を除いた臨時的経費のうち、特定財源以外の限られた一般財源の中から繰り入れを行わなければならないものでありますので、その財源となる地方交付税や町税収入などは、国の動向や景気の動向に左右されるものであり、見通しが難しいものであること、また、さきに申し上げましたが、診療所の収支計画につきましては、現在作成中であることから、これらの見込みとあわせまして、今後、しかるべき時期に明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） お答えありがとうございます。

最初からちょっと質問したいのですけれども、基本構想が6月10日に広報を通じて示されていて、町民の皆様から御意見をいただいて、それぞれの方に返事はされたのかどうかということと、そのときに、私も6月の議会の際に一般質問でお聞きしたことなのですが、地下に厨房を設計されているということが、設計上、問題あるのではないかというふうな質問をさせていただきましたが、その後、それについては変更あるのかなのかということもあわせてお尋ねしたいなと思います。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 厨房の地下の関係について、今お話あったようなことで、2回目の変更の部分で内部の検討、あるいは関係者との検討をし、そして、その部分については厨房を2階部分に変更しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） もう一つ、先ほど言いましたように、町民の皆様から意見をいただいたわけですが、それに対する御返事はされたのかどうかということが答弁されていませんけれども。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 町民からの御意見等いただきました内容につきましては、8月2日に、それぞれ御意見をいただきました方々に対して返答してございます。

なお、この後、町民全体に周知できるような体制で今考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） では、先ほどの地下から2階に厨房を移すということなのですが、その設計に関して、我々はまだ知らされていないのですけれども、それは町民の方たちにも、こういうふうに変更になったよということはお知らせする予定でしょうか。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） この後、変更部分について、当然のことながら議員各位、それから町民皆さんにも周知していきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） わかりました。これから、私は、やっぱり40年、50年使っていく建物なわけですから、町民の方々によく周知していただいて、その中でもまた新たな問題点が出てこなければいいのですけれども、使い勝手のいい診療所にしていただきたいなということをお願いしておきます。

それで、先ほど町長言われましたけれども、これから実施設計、それから建築費用が納品されるわけですが、12月ごろまでにされるということですね。その実施設計というの

は最終的なものなのかどうなのかということ。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） これまでに、過去、特別委員会等でいろいろ御説明をさせて頂いておりましたが、ある程度のことに関しては当局に任せていただかなければ、その都度、こういうことになりましたというふうにはならないかと思っておりますので、特別委員会に示した内容で、今、出来上がったものについては、実施設計のとおり進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ぜひ、先ほどの繰り返しになりますが、これから長く使うものについて、慎重につくっていただきたい、設計していただきたいと思っております。

続きまして、建設費用なのですが、本体工事、それから取り壊し、いろいろ建設にかかる費用を除いて、1億4,000万円ですか、設備に充てようというふうなことを言われていましたけれども、これからまたさらに、例えば1億円プラスになるとか、そういうことというのは想像していますでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） これまでも説明をしてきたとおりでございますが、総体経費約6億円程度というようなことで御説明はさせていただきましたけれども、この後、やはり診療に当たっていただける先生方の御意見等も聞きながら、この後、医療機器がどうなっていくのかというようなことは、十分変更は考えられるというふうに思っておりますので、その辺は柔軟的に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 機器類については、私もどんどんそれは予算の許される限り新しいものというふうに思うのですが、建物の、つまり建築関係のほうで、後でいろいろ追加になるということがやっぱり一番懸念されるわけですよ。ですから、いわゆる本体とか取り壊し、あるいは周りの付帯設備の工事で、それ以上は、つまり今、4億円ですか、取り壊し費用とかいろいろで、そっち側のほうの費用がちょっと今懸念しているのですが、それに対しての費用がかかるということは想像されていませんか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今回の診療所を建設する建設工事費のみならず、今までの公共事業すべてにおいて言えることでもありますけれども、実際の実施設計というもので工事発注いたしましても、現実の現場対応の中で、当然、実施設計にないもので、こうすべきだということが実際に出てくる場面がありますので、実施設計の変更ということはあることでありますので、当然、それは勝手にすることではありませんけれども、それはその都度、大きなことであれば当然議会にもお諮りしなければなりませんけれども、軽微なことにつきましては、大きな変更がない限り、実施設計変更の中で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 私の友人で、現場監督、あるいは建築関係の人間がいるのですが、彼から聞くと、4億円でつくれといえは4億円でつくるのだと、建築会社は。だけれども、その後で付帯するものが、設備とかいろいろ、後でこれが必要だ、あれが必要だということで、つまりそこで建設費用が、いろいろ建設会社としても、もうけの部分で、つまり後で追加でそういうものが出てくるということだから、それを本当に慎重にチェックしないと、どんどん膨らんでいくよというふうなアドバイスをいただいたものですから、それをちょっとつけ加えさせていたきたいなと思います。

続きまして、地元業者、それから企業への工事、または物品の発注できるということなのですが、町長は今、可能な限り配慮するというので、前向きにとらえさせていただいて、地元が受ければ、それだけいろいろ商工の関係も活性化しますし、そこで税金が、例えばもうかれは町にも還元されるということで、なるだけ町の、地元の企業をできる限り使っていただきたいなと思います。

続きまして、先ほど医師の待遇、あるいは働きやすい環境といいますが、それを質問させていただいたのですが、町長が言われるように、ハードの部分、つまり疲弊されないように、人数をふやすとか、それから、医師の住宅の不備だとか、そういうことは今対応しているのですが、一つ、ここで私が申し上げたいのは、2008年の11月19日に、羅臼町医療再生プロジェクトの最終報告書にこういうことが書かれています。

医師にとって羅臼が魅力あるまちになれる条件として、16ページに、頼りになるチームメイト、これは診療所内だと思のですが、コメディカルがいる。あとは、お医者さん、ありがとうと言ってくれる住民がいる。3番、医師をサポートする行政と議員がいる。これは、先般、新聞に書かれたことが、再びこういうことが起きるとなると、やっぱり幾ら町民が頑張ってもどうしようもないところがありますから、その辺を、やっぱり診療所の職員、あるいは行政のほうも慎重に先生に対して当たってほしいなと思います。先生のモチベーションが、つまり羅臼は先生がすごく大事なのだということ、そういう気持ちでやっていかないと、先生も人間ですから、給料が高いとか安いとかのほかに、やっぱり自分がここにとって必要なかどうかということが一番大きな問題ですから、先生にはそういうことをくれぐれも意思の疎通を図って、先生が長くいてもらうように、モチベーションが下がらないようお願いしたいと思います。それについて、町長、一言お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことにつきましては、今までも配慮したつもりでありますけれども、配慮が足りないという、一方で先ほど高嶋議員からの御指摘があった部分も含めまして、そういうことについては今後とも十分配慮していきたいと思っておりますし、3人の先生であれば3人の先生、それぞれの受けとめ方なり価値観も違うわけですから、それはそれとして、当然、その先生がどういう先生なのかも含めながら、個々に対応して

まいらなければならない、ケース・バイ・ケースで対応していかなければならないというふうに思っております。一律に、3人の先生が仮に体制が整ったとしても、先生だからといって一括りでどうこうということには決してならない。その先生、個人個人に応じた形の中の対応をきめ細やかにしていかなければならないというふうに思っているところでありますので、私を含め、診療所の事務方も含めながら、そういうことで対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ぜひそれを徹底していただけるように、診療所の職員もそうですし、そういうことをみんなが意思統一できるような感じの勉強会なり、反省会なりをやっていたきたいなと思います。

もう一方の、患者さんの立場から、先ほど町長はソフト面の充実もおっしゃっていましたが、あとはハードでバリアフリーとか、そういうこともやるのだということをおっしゃっていただきましたが、例えば一番患者さんと接するのは、看護師さんが一番最初、窓口の事務もいらっしゃいますが、そこでやっぱり患者さんにできるだけやさしい言葉をかける、声をかけて、そういうことをケアしてほしいなと思います。または、先生以外にも、相談に乗ってほしいみたいなどころはあるのだと思うのです。そういうこと、つまりもうちょっと安心できるような対応をぜひお願いしたいなと。

また、先生が飛行機の時間でおくれたとか何とかという場合も、ただ患者さんを待合室に置いておくのではなくて、今こういう状況で先生がおくれているからというような説明も、やっぱり待っている人に教えるとか、細かいことですが、そういう細かい配慮をもうちょっとやってほしいなと思います。

それをお願いしまして、次に、医療のIT化について、町長がいろいろ先ほどおっしゃっていただきましたが、私は、やっぱりこれからの医療、つまり診療所も、医療のIT化については、やっぱり極力、どういうことが今、国レベルで行われているかということをもっと敏感にいろいろ情報を集めて対応してほしいなと思います。利点はたくさんあるのだと思います。先生が、こういうへき地ですから、余計そういうネットワークとかを活用して、医師が足りなくても何とかカバーできるような仕組みをつくってほしいなと思います。それについて、町長、もう一度お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最初にも御答弁申し上げたと思いますけれども、このことにつきましては、それぞれ勤務していただける所長初め医師の先生方の方針等もあるわけでありまして、これらについては、十分医療関係者の意見を参考にして対応してまいりたいと。町長がこういうことでやるのだということに、決して押しつけとか、そういうことにはなかなかいかない現状がありますので、当然、院内の診療行為にかかわることでもありますので、それらについては十分先生方の意見を参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 医療のIT化は日進月歩でどんどん進んでいるわけです。まだ表に見えてこない部分、それから、使い勝手とか、医療クラウドについてもなかなかまだ導入されていない医療機関が多いのだと思うのですが、これはやっぱり、例えば5年先、10年先を見たら、絶対これが常識になってくるわけですよね。先生はいろいろ若い先生、お年を召した先生がいらっしゃいますから、それについての、つまり今、過渡的なところだと思うのですが、大学病院ではほとんどそういうふうなIT化して、先生がパソコンを打てなくても、インターンの先生とか、そういう先生が、もしくは看護師さんが先生のそばについて、かわりに端末を打つというふうなことを今やっていますので、そういうことも一応考慮に入れて、先生たちとお話していただきたいなと思います。

これから、そういう意味においては、診療所の中も、IT化について、例えばあらかじめそういうことを想定して、配線とか電気とか、あとはスペースの問題、もしくは職員とか先生の動線の問題も考慮しながら、それを本当は設計に反映させなければならないと思うのですが、そのことについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 平面図等でお示しをしているかと思いますが、それぞれ内科、外科の診療施設については、その動線を十分確保もしているというふうに思っておりますし、ITの関係につきましては、できるだけ配線ができるような体制を引いていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ぜひ先を見た診療所にしていきたい。そういうことをやることによって、やっぱりクオリティ・オブ・ライフ、生活の向上も図れますし、それから、診療所に対する信頼感も出てくるのだと思います。ぜひそういうことに重点を置いて診療所の運営に当たっていただきたいとお願いいたします。

診療所の体制、それから収支の計画についてなのですが、先ほど町長が、医師3人体制で、それから24時間救急、それから入院をやるのだという、力強くおっしゃっていただきましたので、私も、いわゆる町民のニーズは絶対そこだなと思いますので、1に先生、お医者さん、2に先生、3に先生と、つまり先生がいなければこの診療所も始まらないわけですから、常勤医師の確保をやっぱり最重要課題としてやっていただきたいと思いません。

そういう体制になった場合、一般会計から繰入金なのですが、先ほど国の補助とかの問題もあります。今までの傾向、それから現在までのことを大体考慮して、具体的にはどのぐらい、町長としては、ここまで入れる町の財政はちょっときついなというところは、大体どのぐらいの金額なのでしょう。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきましては、先ほども坂本議員の質問にお答えし

たと思いますけれども、どのくらいかという金額的なことを尋ねられると、なかなか断定した形で申し上げられないということは、要するに地方交付税を初め、羅臼町の場合は基幹産業である水産業の取扱高いかんによって町税の収入も左右されるという、そういう財政構造になっているわけでありますので、そういうことからいきますと、では一般会計からどれだけ入れるのだということにつきましては、今この段階で断定できる状況はない。ただ、48床の国保病院を経営していたときに、一つの大きな持ち出した部分がありますので、それらの結果、累積赤字を生んできたという状況もございまして、そういうことも踏まえながら、どこまでが可能なのか、本来であれば財政計画も長期的に立てられれば一番よろしいのしょうけれども、なかなかそうはいかないという国の地方財政に対する仕組み上の問題もございまして、足元も見ながら、あるいは1年か、せいぜい2年先くらいを、複数年度を、財政運営していく上で見ながらやっていかなければならないということが一つございます。

加えて、一般会計の繰り入れの部分でありますけれども、公的診療所、病院として、町民の命を守るということについては、絶対これはやっていかなければならないというような大きな使命があるわけでありますから、それを補てんするとなったときに、では一般会計からそれだけ繰り入れた場合に、果たして一般会計自体がどうなるのか。今、財政が、以前と違って、財政健全化法という法律の中での仕組みになってございまして、それらを総合的に判断しながらやっていかなければならないということでありますので、議員が求めているような形で答弁できないことは非常に申しわけないと思いますけれども、そういうことをひとつ御理解いただければというふうに思っておりますし、その都度、年度、年度の予算の段階で、この点についてはある程度明らかにしてまいらなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 本町は、私が議員になるあたりに病院から診療所にか変わったわけですが、約3年前ですね。そのときに、財政再建団体になるのではないかと。つまり病院の財政赤字、不良債務が6億円も7億円にもなったので、町長は盛んに第二の夕張になるからということで、すごい懸念して、町民全体として大変不安に思ったと思うのですが、二度とそういうようなことがないように、やっぱりしっかりと財政、収支のシミュレーション、計画、それを我々にも早くお示しいただいて、我々もチェックしなければならぬいものですから、そういうことを早目に出していただきたいと思います。それについて、町長、もう一度。期限が、先ほどなるべく早くというふうに聞いておりますが、大体そのあたりはいつごろめどとして出していただけるのか、その辺をおっしゃってください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 繰り返しになってしまいますけれども、収支計画含めて現在策定中でありまして、今、国の政権が変わった中で、1年経過し、さらには今、菅政権が継続されることになったわけでありまして、そういう中であって、地方財政計画、それか

ら地方交付税の問題等々については、ある程度、概算要求の段階でありますけれども、明らかになりつつあるということがございますので、それらを踏まえながら、できるだけ早くと思っておりますけれども、これについては一定の国の方針といいますか、年内にそういう原案も示されるという状況も踏まえながら、お示しできるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 羅臼の至上命題は、やっぱり常勤医師の3人の確保で、なるべく早く、今、町長が言われたように、時間外救急と入院をやっていただきたいと、町民もそれを願っておりますし、それと、やっぱり過去にそういう財政再生団体になるのではないかということが大きな問題としてありましたので、そのことを慎重に、また、先生の確保は本当に早くやっていただいて、そういう体制をとっていただくということで、財政収支のシミュレーションは、計画を早く我々にも示していただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、高島君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、2番田中 良君に許します。

田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に基づき、4件、5点について御質問申し上げます。

1番目に、地域医療について。

羅臼町の地域包括ケアの推進で、現在まで取り組まれている施策と、今後の展開をどのように考えているのか、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

続きまして、2点目としまして、それにかかわりまして、保健師と医療スタッフとの現在取り組まれている連携の状況と、今後の展開についてお聞きしたいと思います。

続きまして、2件目、学校の利活用について、教育長に質問したいと思います。

統廃合されました飛仁帯小学校、植別小学校の利活用について、現在までどのような検討がなされていたのか。また、その利活用について、今後、町民の意見をその中に取り入れる考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

3番目に、幼稚園、学校の維持管理について、1点お聞きしたいと思います。

現在使用している幼稚園、小学校、中学校の保守管理は計画的に行っていくべきと私は考えるのですが、将来的な維持管理の計画をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

最後になりますが、4番目に、中高一貫教育につきまして、1点お聞きしたいと思ひます。

羅臼町は今、中高一貫教育を進めて、ことしの春、初めて卒業生が卒業されました。それをもとにいたしまして、これまでの経緯と、中高一貫教育について、ソフト面及びハード面において、各施策を展開していると思ひますが、今後の推進方策をどのように考えているのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

以上、壇上からのことをよろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま田中議員から4件の御質問をいただきました。

1件目の地域医療については私のほうから、2件目、3件目、4件目の教育関係につきましては教育長のほうからそれぞれお答えいたします。

それでは、1件目の地域医療について、2点の御質問でございます。

まず1点目の、羅臼町の地域包括ケアの推進で、現在まで取り組まれている施策と、今後の展開をどのように考えているのかとの御質問でございます。

初めに、現在までの取り組みであります。

平成21年4月、羅臼町における医療、保健、福祉の連携を行い、地域包括ケア体制を実践していくことを目的に、羅臼町地域包括ケア支援センターを設置いたしました。

現在、地域包括ケア会議を月1回開催し、医療と保健、福祉の連携強化を図りながら、実践できるサービス内容について実施しております。

具体的には、在宅ケアの充実に向けての訪問診療、予防活動として、診療所医師を中心として、ワクチン接種についての勉強会の開催、診療所長と保健師による健康づくり出前事業の開催などが主な取り組みでございます。

また、今後の展開をどのように考えているのかとの御質問でございますが、この地域包括ケア会議を軸に、今後の医療、保健、福祉の各部署の連携を深め、小さなことでも地域住民に喜ばれるような活動をできることから始めていきたいと考えております。

現在、当町における医療は、常勤医師と看護師不足のため、入院及び24時間救急ができない状況にあり、本来の地域包括ケアの重要な活動であります訪問診療等のサービスについても、現行の体制では限界があります。

今後、診療所長と協議しながら、新しいサービス体系の構築に向けて検討を進めてまいります。

2点目の、保健師と医療スタッフとの連携状況と、今後の展開についての御質問でございます。

保健師と医療スタッフとの連携の状況ではありますが、地域包括ケア会議のほかに、保健師と医療スタッフの定例会議を開き、診療所の状況、訪問診療や診療所の来診者情報、保健活動における事案などの情報交換を行っております。また、保健師、町内のケアマネジャー、包括担当保健師による月1回の定例会において、受診介助の必要なケースなどに

ついて検討を行うケアプラン会議を開催しております。

今後の展開については、糖尿病等の未受診者対策について検討しております。御存じのとおり、糖尿病はコントロールが悪ければさまざまな合併症が起こります。現在、羅臼町において糖尿病による腎臓疾患で人工透析を受けている方がふえてきております。このような方をできるだけふやさないような対策として、診療所と協力、連携しながら、糖尿病患者の病状と生活環境などを把握し、対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 田中議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、旧飛仁帯小学校と旧植別小中学校といたしまして、現在までの検討状況と、利活用について町民の意見を求める考えはないかとお尋ねであります。

町立飛仁帯小学校及び植別小中学校は、本年3月31日をもって閉校をしたところでございますが、閉校をするに当たりまして、利活用法や維持管理、補修の問題なども含め、地域の皆様と総合的に検討することとして、覚書を締結しております。

教育委員会といたしまして、この覚書を尊重し、峯浜町内会、海岸町町内会の皆様と、校舎とグラウンド、教職員住宅について話し合いを重ねてきておりますので、概要について、地域別に申し上げます。

最初に、峯浜町町内会についてであります。町内会としてアンケート調査を実施した結果として、校舎及びグラウンド等につきまして提案をいただいております。

特にグラウンドにつきましては、芝生のグラウンドとして、芝の管理が確実に行われるようにしていただきたいとの要望をいただいているほか、一般のサッカークラブやサッカースポーツ少年団、さらには父母の会などからも、芝生のグラウンドを引き続き練習場として整備していただくよう強い要望をいただいておりますので、現在も継続しておりますが、芝生の生育管理を勘案いたしまして、取り急ぎ、スポーツ振興の観点から、社会体育施設として活用するため、本定例会において条例改正をお願いしているところであります。

次に、海岸町町内会についてであります。校舎については老朽化が著しいため、早急な取り壊しが要望されております。

グラウンドにつきましては、教育委員会としての利用計画がありませんので、一般財産に振りかえを予定しております。町内会からは、多目的運動広場として利用したい旨の意見をいただいております。

教職員住宅につきましては、ほぼ教職員が居住しております。現在、処分する物件はありませんが、売却する物件が発生する場合は、海岸町住民を優先してほしいとの要望をいただいております。

これらは、いずれも平成20年3月に閉校いたしました旧知円別小中学校の処分方法と同様でございます。

町民に意見を求める考えはないかとお尋ねですが、学校が地域によって支えられ、地域のよりどころとして発展してきた経過を考えますと、第一義的には、地域の皆様の考え方を優先すべきものと考えております。

今後、これらいただいた意見をもとに、町長と協議をさせていただきまして、町長より、羅臼町として町内会に方法を示していただければと考えております。

2件目は、幼稚園、学校の維持管理についてであります。

現在、幼稚園、各小中学校は、先生方や保護者の皆様の御協力をいただきながら、適切に管理をいただいているところではありますが、廊下や教室などの使用頻度の高いところはワックスがけなどの手入れが必要なところもありますので、必要箇所を精査しながら、緊急度合いを勘案し、検討してまいります。

3件目は、中高一貫教育の今後の推進方策、目標についてのお尋ねであります。

植別中学校が春松中学校に統合となりましたことから、本年度より、羅臼高等学校と羅臼中学校、春松中学校の2校との中高一貫教育を推進しております。

中高一貫教育をスタートして4年目に入りまして、中学校、高等学校とも一巡したことになりますので、検証の意味も含めまして、夏休み期間中を利用して、中学校、高等学校の全教員参加のもと、研修会とフォーラムを開催したところでもあります。

特別活動部会、総合学習部会におきましては、中高一貫教育の目指す成果を着実に積み上げておりまして、順調に推移しているところではありますが、依然として教科部会の活動に課題があります。この活動を深化させるような改善が求められておりますので、引き続き課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

また、ハード面におきましては、中高一貫教育を見通した中学校の新設、統合という課題が残っているところではありますが、少子化が北海道平均を上回る傾向で推移しておりまして、現在、校長会とも協議をしながら、望ましい将来の中学校教育のあり方について検討を行っているところでもあります。

今後、より一層内容の充実した中高一貫教育を推進するためには、平成18年度の適正配置計画の内容及び羅臼町第6期総合計画に示されている小学校2校、中学校1校への移行の方針につきまして、地域住民の意見や声を十分に反映できるような場を設定し、協議を重ね、結論を得る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） どうもありがとうございます。

それでは、まず先に、先ほど教育長から飛仁帯小学校、植別小中学校の利活用について説明を受けました。それにつきまして、2点、お願いしたいと思います。

まず1点目に、飛仁帯小学校の場合のケースで今申し上げさせていただきます。先ほど教育長が説明されたように、土のグラウンドでございます。片方は芝のグラウンドでございます。維持管理のほうは芝より土のほうは維持管理の頻度は少ないと思います。ただ、

校舎等を見ましても、取り壊しという要望が海岸町、飛仁帯のほうから出ているというお話を聞きました。それにあわせて、私も中を見せてもらったときに、かなり使える部分というのが飛仁帯小学校に残っているような気がします。校舎がすごく立派に使われまして、使い勝手がよさそうな部分が多少見受けられましたことにつきまして、ぜひその点を、全部の取り壊しではなく、部分的に、そのような形があるのかどうかということを知りたいと思います。

2点目につきましては、植別小中学校の場合ですと、先ほど申しましたように、芝のグラウンドで、すごく利活用に適している部分があります。ぜひ町民の憩いの場所としては最適な場所かと思われまます。芝のグラウンドというのはなかなか少ないと思いますので、ぜひ先ほど申しましたように、スポーツ少年団とか、そういうところが使われると思うのですが、ただ、サッカースポーツ少年団だけの例をとられますと、グラウンドに対しては多少狭いような気がします。サッカー場として適切な広さはあそこには余りないと思いますので、その辺のあたりのグラウンドの拡張とか、いろいろな面があると思われまますので、その辺、教育長はどのように考えているかが、まず植別のほうの1点でございます。

それと、校舎も、実はうちの教育施設の中で、後から建てた一番新しい校舎だと思われまます。本校舎につきましては、まだまだ利活用に十分耐えられる、いろいろなことに使えるような気がいたしますので、その辺もぜひ町民との、地域の町民の意見は十二分にわかります。ただ、羅臼町では、やっぱり羅臼町民の中でも全体的に見据えたところがありますので、教育長の考え方で、全体的にどういうふうにするかということ、この2点につきましては説明いただきたいと思われまます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 飛仁帯小学校の校舎につきましてのお尋ねが第1点目でございます。使える部分についての活用についてということでございますが、総体的に町内会とも協議をして、今進めているところでございますので、今後、また町内会のほうとも、その辺の話があるとすれば、また考えていかなければならないと思われまますけれども、全体的に相当建築年次が古い、しかも耐震化に対応できていないというような校舎の特徴もございまますので、この辺も踏まえて、町内会からの取り壊しの要望というふうには受けとめておりますので、このことについても御理解いただきたいというふうには思われまます。

また、植別のグラウンドについてでございますが、御指摘のとおり、サッカー場としての面積が十分に確保できるものではございませぬけれども、現在、サッカーの練習をしている部分については、十分に要件は満たしているというようなことで、サッカーのスポーツ少年団等からの御意見もいただいているところでございませます。したがって、将来、これを拡張するというようなことではなくて、現状の面積の中で、総合的に憩いの場所として御利用いただいたり、また、サッカーの練習場として御利用いただいたりというような意味合いで、社会体育施設としての位置づけを条例改正の中でお願いしているということでございませますので、御理解をいただきたいと思われまます。

また、校舎の活用につきましても、お答えさせていただきましたとおり、非常に耐震化に対応した校舎というようなことがございますので、この辺も踏まえての町内会からの要望をいただいているというようなことがございます。ただ、廃校した校舎の決定につきましては、また町長のほうとも十分に協議をしてみなければならぬこともございますので、この辺につきましても、また町長のほうからの答弁をいただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 詳細について教育長から答弁あったかと思えますけれども、海岸町、そして峯浜町町内会から、それぞれ要望もいただいているところでございますので、近々中に、その要望に対して私なりの考え方を示さなければならないというふうに思っています。したがって、それを示した上で、今後、担当委員会であります総務文教委員会に御相談申し上げ、最終的に決断してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ありがとうございます。

今、町長からお答えいただきましたので、ぜひ町長には、その点につきまして、1点、おみおきをお願いしたいと思います。

今、校舎とグラウンドのことについてお話ししました。周りに教職員の施設がございまず、植別も。十二分に先生に対応する人数分以上に施設が、教員住宅等があります。その辺の活用の方法も視野に入れて、ひとつよろしく取りはからいをお願いしたいと思います。それはお答えしなくてもいいです。

続きまして、2点目の、幼稚園と学校の維持管理について、教育長に再度質問したいと思います。

まず、幼稚園2校につきましては、できてそんなにたっておりません。羅小の幼稚園も年数はそれほどたっておりません。春松幼稚園につきましては、建てたばかりの立派な施設でございます。小学校につきましては、春松小学校は建てて本当にまだ真新しい小学校でございます。ただ、羅臼小学校の場合ですと、建ててからもう10年ほどたっております。僕の記憶では16年近くなるかと思われます。外見上はかなり大きなきれいな学校なのですけれども、実際に見た感じで、15年もたちますと、かなり老朽化している部分が見えてきております。学校並びに学校の周りの施設なりというのは、教育委員会のほうで管理しなければならない形になっていとお聞きしております。そのことにつきまして、ぜひ教育長、少ない予算の中です。町長から予算を、その分、削減、出してもらうのは大変厳しい部分があるかと思われるのですけれども、学校が壊れた状態に近くなりますと、そのときやろうと、すごくお金がかかります。春松小学校はできて新しいですから、一、二年や5年ぐらいの間は、先ほど説明受けたように、ワックスがけ程度で済むかと思われ

ますが、羅臼小学校の場合は果たしてそれで済むのかどうかということが、何度か小学校に入らせてもらおうと、ちょっと疑問に思われます。特に廊下ばかりでなく、やっぱり外壁等にも不備が出てきていると思われます。あと、敷地面で、いろいろな対応の仕方が、周りに不備が出ていると思いますので、予算の中に学校の維持管理分が計上されていないような気がするのですけれども、その辺のあたりをどの辺の範囲内で見ているか、その2点を、ちょっと教育長のほうからお答え願えればありがたいと思うのですけれども。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 学校の補修等につきましては、緊急を要する場合につきましてはその都度に、また、大規模なものにつきましては計画的にというようなことで補修管理をさせていただいておりますけれども、御指摘のとおり、羅臼小学校につきましては平成7年に新築ということで、15年経過しているというような状況でございまして、やはり先ほども答弁したとおり、教室の床だとか、また、外構においても一部不適切な部分も出てきているというような状況も確認しておりますので、これらにつきましては、費用の問題も相当かかってくるというようなことも予想されておまして、学校のほうとも今協議をしております、それらについての計画的な方向性を財政当局と協議をしまいたいというふうなことで考えております。御指摘のとおり、保護者の方々も相当これにつきましてはいろいろな形で、学校の維持管理ということについての御協力もいただいているということもございますから、これらにあわせながら、できるところから進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ幼稚園、小学校のほうは適切な配慮をしながら、今後、維持管理をぜひお願いしたいと思います。

中学校につきましては、余りにも老朽化が進んでおりますので、この場では中学校についての維持管理については説明を求める気はありませんので、その辺は御了承ください。

続きまして、中高一貫教育についてなのですけれども、先ほど教育長から答弁いただきましたように、ソフト面、ハード面、あわせていただきました。私も学校に携わった経緯がありまして、ソフト面につきましては、中学校、高校との連携が少しずつ前向きな形で進んで、いい結果が出てきて、確かに卒業生の中で国公立に現役で入る子供たちも出てきました。

その反面、授業のひずみが出てきたように感じている次第でございます。大学に行ける子供たちと、結果的に学力が伴わない子供たちが入ってくる形になって、学力の格差が、正直な話、出ているように危惧されます。

それにつきまして、まず先生方の形、今、教育長は、今後、中学校につきましては2校を1校にしようという考え方でおられるということで、総合計画の第6期の中でも1校にするという形でうたわれております。そういう形を踏まえますと、ぜひまずソフト面で、

先生方との交流をもう少し密にできるような形のシフトを教育委員会のほうで考えていただきたいなと思います。

高校につきましては道の管轄下なので、その辺、なかなか難しい部分があるかと思われまますけれども、羅臼町の連合会、連Pの中に羅臼高校も入っていますので、ぜひその辺も加味しながらお願いしたいと思います。

もう1点目、教育長にお尋ねしたいところが、ハード面においてなのですけれども、教育長の計画の中でうたわれている、平成27年度をめどに、中学校2校を1校にしたいという考え方を持っておられると思うのですけれども、私が考えますに、人口の推移等を考えていきますと、現在で、大体平成22年で6,000人、来年の春、多分6,000人を切るのではないかという現状であります。その施策を見ていきますと、10年後にはさらに4,000人台、さらに10年先には3,000人弱ぐらいの人数になるように推移を第6期では考えているところでございます。

そういうことを考えていて、途中で見直しをかける点がありますけれども、子供たちの総体数を考えますと、現状で申しますと、小中学生で500名弱、幼稚園の子供たちを入れても大体700名弱の推移で今動いております。幼稚園につきましては、許容の3分の1ちょいぐらいですか、施設に対しての許容率が35%程度ぐらいしかないと思われまます。小学校につきましては、ほぼ50%ぐらいの許容率になっていると思われまます。

そういうことを考えますと、羅臼小学校の形というのは、人数が少なくなっても使えるように、間口を2間口から1間口に変更したり、そういう形で作られているというふうに説明を受けております。それとあわせて、今の春松の学校につきましても、2間口になっても対応できるような形で設計はされていると思われまます。

そういうことを踏まえますと、教育長の考え方で、近い、5年、10年先に、27年の年に、果たして新しい中学校を新築しなければならないかという疑問点も出る町民がいらっしゃると思います。その辺もあわせて、ちょっと教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） まず第1点目につきましては、教職員の交流というようなことで御指摘でございました。

7月に行いました研修会、フォーラムの後に、中学校の先生、高校の先生、全先生同士の会費制によります交流会を図っております、先生同士の人となりを知られるような、そういうような交流も深めております。したがって、今後、教科におきましても、また、個人的な生活面におきましても、中学校の教員と高校の教員同士が声をかけ合って親しくなれる機会というのがますます拡大してくるだろうというふうに思います。そういうことも含めて、中高一貫教育のいわゆる教育的な基盤というのは少しずつ改善されて、できつつあるということで、今後に期待してまいりたいというふうに思っております。

次に、学校の規模のお話をされておりました。議員御指摘のとおり、子供たちの推移と

いうのは、非常に減少傾向が著しい形になってきております。

ちなみに、平成22年度の母子手帳の発行状況を勘案してみますと、今のところ約33名程度の出生になるものというようなことを見込まれておりますし、昨年度は35名程度の出生であったと。また、平成20年度には46人程度ということで、ここ数年、相当出生の状況も低下してきているというような状況でございまして、平成18年当初、この計画をつくったあたりでは、こういう減少についてはなかなか見通せなかったというような現状もございまして、校長会とも、中学校教育の将来を見据えての懇談をさせていただいております。

あわせて、この懇談の経過を踏まえて、今後、校長会との教育懇談会を開催しながら、具体的な教育委員会としての方向性を町長のほうと協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。確かに子供たちの減少傾向というのは、昭和63年から比較いたしますと、昭和63年、1,023人いた子供たちが、現在は52%程度の推移にまで減少してきている。さらには、御指摘のとおり、平成40年には人口が4,000人程度になるというふうな見込みもあるわけでございますから、学校建設ということになりますと、ある程度のスパンでその推移を見通しながら、効率的かつ合理的な学校建設に向けた意見を集約してまいらなければならないということも承知しておりますので、その辺も踏まえながら、十分に検討、協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ありがとうございます。

今、教育長から答弁いただきました。

それに関連しまして、1点、町長からお聞きしたいと思います。

町長も施策の中で申して、教育長が言っていた、27年の中学校1校についての着工の目標で進まれているかと思われまして。今、22年なので、あと5年後になります。その時点になりますと、羅臼高校も年数がかなり超えてきます。今、高校の場合ですと、40年をめどに建てかえ時期に入ってきます。ですから、中学校が27年に建つと仮定された場合には、その3年か4年後にまた羅臼高校という話も出てきます。高校も建てかえの時期に入ってきます。その辺も、町長、考え方の中に入れて、ぜひ建て方についての施策の方法をひとつ考えていただきたいと思います。1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

それとあわせて、高校の場合ですと、今、途中で極端に人数が減る年が出てきます。実は出生の関係で、3年から4年に1回あたりで、実は1間口を切るような中学生の卒業生が出てくるのが、近い将来、二、三年後にもう出てきます。そのときに、高校適正配置の中に必ず羅臼高校が引っかかってくる年が出てきます。標津高校と同じように、1間口もしくは廃校という形。これは中高一貫教育をやっているやうがやっぴい、適正配置の中には何ら配慮されるものではないというふうにお聞きしております。ぜひ、そ

のためにも町長のお考え方を、その辺、2点、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今お話ありました、中学校の点であります、確かにおっしゃられるように、この総合計画を策定したのが2008年ですから、2年前と。さらに、中学校ということになりますと、目標にしているのは、今後5年後ということになりますと、7年という形になりますね、策定したときから見ると。それと、今、教育長が言ったように、学校の子供たちの少子高齢化という部分の中での少子化というふうなことが、2年前に想定したよりも、さらに想定した以上に少子化が進んでいるというような状況もあるわけであります。

したがって、そういうことを踏まえますと、7年という間の時間差ということがそこに出てまいりますので、当然、そのことも含めながら、弾力的な形で考えていかなければならないと思いますし、今私がここで余り断定した形というのは、来年、改選期でもありますので、あくまでも総合計画の範囲の中での話しかできないというふうに思います。

もう1点は、今の高校の問題であります。これも道立高校という、それと中学校は町立ですから、その辺の兼ね合いもありますけれども、これらも含めながら、幅広く、教育関係者のみならず、全庁的な形の中で協議、あるいは検討していかなければならない大きな課題であろうと。羅臼町の将来にかかわる、特に学校の教育という部分のハードの部分でありますけれども、そういうことも踏まえながら、総合計画は総合計画として弾力的な運用もあるわけでありますから、そういうことも踏まえながら、田中議員の先ほどの、そのまま中学校1校ということに断定することはないのではないかという御質問、御意見でありますので、それも踏まえながらということで、きょうお聞きさせていただきましたので、十分参考にしていきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） どうもありがとうございます。

来年改選期でありますことも十二分に知って、今お聞きしたわけでございますけれども、子供たちの将来のためにも、ぜひベストな状態、羅臼にはやっぱり高校があつて、中学校があつて、小学校、幼稚園があつて、教育長も昨年の6月に教育指針で聞いたときに、羅臼は幼稚園から教育に取り組むのだという話を聞いて、期待しております。特に幼稚園から始まるので、少なくとも高校まで入れると15年間になります。15年間の教育の中で、ぜひ羅臼の子供たちの十二分に学力を伸ばしてあげてほしいなと思います。学力を伸ばす方法はいろいろなこともありますし、あわせて、スポーツ等とかも整備しなければならない。全部やるとすごくお金がかかることなので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

続きまして、1番目に、地域医療について町長から説明いただきました。

まず、地域包括ケアにつきましては、まず地域住民が中心になって、それに医療とか福

祉、保健が加わって、地域包括のシステム図が基本構想で示されております。

それで、今回、特に医療について町長に先ほどお聞きしたところ、適切な意見をいただきました。

それで、まず1点、先にお伺いしたいのは、医療の部分にかかわった部分で、先ほども町長がおっしゃったように、お医者さんがいて、医療スタッフがいて、保健師さんがいてという形が整った時点で、羅臼町はそれに取り組んでいくのだというふうに説明を受けたと感じていますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 基本的なところはそこですけれども、これはこのことに限らず、いろいろな行政各般にわたってのことなのですが、私が言っているのは、目標は目標としても、できるところからやっていきたいという思いがあります。できるところからというのは、要するに今までは医師がかかわれば、その医師がある程度、私は方針としてというか、町民のニーズがそこにあるとすれば、在宅訪問等に行ってくれると。しかし、医師がかわることによって、そこまでは手が回らないということもありますので、そういう状況の中では、医師がかわるたびにそういう地域包括ケアがなかなか確立していかないということもありましたので、今回、今度、医師3人体制という中では、その辺も十分町としての一定の方針も含めながら、当然、これは一方的な形にはなりませんけれども、医師の理解も求めながら、そういう方向で進めていきたいというふうに思っているところでありますので、今、現実に行っているところは、医師1人体制の中で、できるところからやっているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、町長から説明受けたとおり、現状で言えば、お医者さんが1人で、限られた先生の中で、診療もしながら、ましてや地域の住民のための保健指導もしなければならぬという、大変な労力をしながら、手塚先生は頑張っていることだと思います。

そういうことを勘案しますと、私が思うには、保健師さん方が羅臼町にはおられます。ぜひ保健師さんと医療スタッフというか診療所との連携をもう少し密にさせていただきまして、情報の交換をもう少し早くというか、もう少し情報の出し方をきちっと出していただければ、看護師さんが少ない中でも、保健師さんというのは看護師さんの上の免許を持って指導している方と承知しているつもりなのですけれども、そういう人方のパワーがもう少し地域住民にきちっと伝わっていくのではないかとと思われるのですが、町長はどのようにその辺のあたりは考えておるでしょう。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 現在の持てる人的なスタッフの中で、私は、以前から見ると、医療と保健と福祉の連携はかなり進んでいるというふうに思っているところであります。

ただ、情報ということになりますと、その情報が、では一般住民はどこまでわかっている

ただけるかということは、なかなかその中身によってはプライバシーの問題も出てまいりますので、例えば家庭にいて訪問する訪問の対象者であるとか、あるいは病名であるとかというようなことまでもということになると、なかなかオープンにできない部分もありますので、関係者の間では共有していますけれども、一般住民にまでそれをなかなかPRとか、できない部分もあると思いますけれども、それは今後、今御指摘の部分については、十分検討課題であろうかなというふうに思っていますが、いずれにしても、以前から見ると、医療と保健と福祉の連携というのは、徐々にではありますけれども、進んでいる、一生懸命スタッフは頑張っているというふうに私は思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私がこの議員にならせてもらってから、ずっといろいろ見させていただいております。連携がかなり強まってきたと思われるのですけれども、まだまだ縦割りの状態がかなり続いていると思われまます。その辺もあわせて、ぜひ横のつながりも職員同士で持てるように、私は町民に病名を開示するとか、そういうのではなく、もうちょっと地域にやさしく、保健師さんがこういう形でしているということ、逆にぜひ役場のほうから、保健師さんはこういう形の仕事をしていますよということ、一般住民に知らせていただければ、もっと保健師さんの仕事の内容とか、保健師さん方が携わっている部分についてはかなり浸透性があると思うのですけれども、一般町民から見ると、羅臼には保健師さんがいっぱいいるのに、どんな仕事をしているのだろうと思われている人方もいらっしゃると思われまますので、ぜひその辺のことを、町民が関心ないと言われればそれまでの話なのですけれども、ぜひその辺のPRもしながらやっていただきたいと思ひます。

それで、もう一つ、町長にお聞きしたいのは、今、地域包括ケアの支援センターができました。それにつきましては、これを基盤として、今、多分診療所、もしくは医療プロジェクトとの連絡をとりながら、やれるところからやっいてこうということ、町長から説明受けましたので、ぜひ一つ、町長に今聞きたいところは、今は手塚先生1人で頑張っいていらっします。ぜひ手塚先生が来年6月までいらっする間に、もう一つステップアップできるような方法ができるかどうかということを手塚先生にお願いしたいと、ちょっと町長との対話でその辺の導きをしていただきたいなと思ひすることが1点あります。それと、ぜひ余り疲労させないように、先生のサポートをきちっとしていただひたいなと思ひます。

それで、今、医者が1人なので、単刀直入に町長にお聞きしたいと思ひます。町長としては、お医者さんが、今、手塚先生の話でなく、個人の所長先生ではなく、町長は羅臼町にどのような先生方に来てもらひたいということを考えているか、その辺を、町長の考え方でひつお願いしたいと思ひます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 町長の考え方とひいますと、あくまでも公人ですから、個人というわけにひきませんので、個人は個人の考え方があったとしても、それは町長としての

話になりますので、公的にとらえられるというふうに思いますので、それは当然、医療ビジョンの中で、どういう先生が羅臼に来ていただきたいかということも含めて示していると思いますけれども、私は、やはり今の日本全体の中における医師の顕在化といいますか、都市と地方の格差というか、そのことを、やっぱり国としてのシステムの問題が一つ大きくあるのだと思います。したがって、私どもとしては、幾らこういう先生を求めても、なかなかそうはいかない部分があるという現状があります。

したがって、ここは国として医療政策としてしっかり取り組んでもらわなければならないということは、私はいろいろな場面で発信しているわけでありますが、そういうことを考えたときに、医師もやはり自分の生活の中のライフスタイルもあるわけですから、そうすると、ずっと永久にと言ったら変ですけれども、ずっとこのまま羅臼にいてほしい、それは一番理想的なことでもありますけれども、なかなかそうはいかないというのが現実にあると思います。したがって、安定的となれば、ある程度中期的にいていただくということが一つ必要になってくるのかなと。そうでなければ、患者などとの信頼関係も構築できないだろうというふうに思っていますから、それは行政ということもありますけれども、これも先ほど来、高島議員からの質問にもありましたけれども、住民と医師とのかかわり方、あるいは医師、あるいは病院、診療所をどういう形でみんなで自分たちの診療所として、町民の診療所として守っていくのか、育てていくのかというようなこと、利用の仕方がどうあるべきかということも、これは私のみならず、町民全体でやっぱり考えていただかなければなりませんし、考えていく必要があることであろうというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） どうもありがとうございます。

町長個人の意見ではないということにとらえております。公人としての、今、確かに医療ビジョンとして、町長から、基本構想なり、今回出されます、この後に出てくる過疎地のやつも、第6期の総合計画をベースにつくられているということで、十二分に町長としての公人としての気持ちはわかったつもりでございました。それで今、再度、町長の考え方を聞かせていただきたいということで、これも最終的に申しますと、やっぱり町長がこの7年間ずっとおっしゃってございました、やれるところはみんなでやろうやと、協働のまちづくりという基本姿勢があくまでも僕はベースになって動いていると思われるので、ぜひ町民と対話できるような形の行政の仕方をしていただければありがたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第51号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第51号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを協議します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました、議案第51号でございます。

人事案件でございますので、私のほうから御説明いたします。

79ページでございます。

羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町麻生町56番地3。

氏名につきましては、川越優英知氏でございます。

生年月日は、昭和29年9月8日生まれ。

任期につきましては、22年10月1日から26年9月30日まででございます。

川越優英知氏につきましては、現在、教育委員として活躍いただいておりますが、本年3月30日をもって任期満了になるということでございますが、最適任でございますので、再度選任したいということでございますので、満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第51号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 報告第8号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第8号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました、専決処分した事件の承認、報告第8号でございますが、報告第8号から報告第13号までの報告事項、それから、議案第44号、あるいは認定第1号から認定第7号までにつきましては、副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成22年7月1日でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,355万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

18款1項繰越金、200万円を追加し、837万6,000円。

歳入の合計が35億2,355万3,000円でございます。

歳出でございます。

2款総務費、200万円を追加し、7億990万9,000円。

1項総務管理費、200万円を追加し、6億7,727万9,000円。

歳出合計35億2,355万3,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

歳入。

18款1項1目繰越金、200万円の追加でございます。歳出財源を繰越金に求めたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費11目企画費、200万円の追加でございます。

説明欄にありますとおり、羅臼町110年等の周年記念事業に要した費用でございます。森繁久彌展の会場設営委託、あるいは加藤登紀子in羅臼の開催に伴う謝礼、第39回羅臼漁り火祭り、花火大会実行委員会の助成に伴いまして、専決処分をいたしましたものでございます。よろしく承認をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第8号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第8号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第9号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第8 報告第9号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の10ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

11ページ。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

専決年月日につきましては、平成22年7月1日でございます。

12ページ。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,089万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款1項繰越金、45万円を追加し、416万円。

14ページ。

歳出でございます。

歳出。

1款総務費1項総務管理費、45万円を追加し、6,428万9,000円となるものでございます。

15ページをお願いいたします。

事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入。

5款1項1目繰越金に45万円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出の補正額の財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に45万円を追加するものでございます。

内容につきましては、診療所施設管理運営に要する経費を増額するものでございまして、4月から6月まで、所長として勤務していただきました竹内實医師を、7月から来年3月までの9カ月間、経営アドバイザーとして委託するための経費を追加する内容でございます。

なお、補正予算につきましては、9月7日開催の第4回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいていることを申し添えておきたいと思っております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第9号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第9号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第10号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第9 報告第10号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 19ページ、報告書第10号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

20ページです。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成22年7月2日です。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,703万8,000円とするものです。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

22ページ。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金、394万5,000円を追加し、3億2,117万3,000円。

2項国庫補助金、394万5,000円を追加し、2,945万7,000円。

歳入合計で11億4,703万8,000円になるものでございます。

歳出です。

2款保健事業費、394万5,000円を追加し、814万6,000円。

1項保健事業費、394万5,000円を追加し、520万4,000円。

歳出合計で、11億4,703万8,000円となるものでございます。

24ページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金で、394万5,000円の追加補正です。国保加入者の特定健診未受診者対策事業が特別調整交付金により全額助成されたものです。

26ページです。

歳出です。

2款1項保健事業費1目疾病予防費で、394万5,000円の追加です。保健事業に要する経費であります。12節役務費の通信運搬費で77万円、13節委託料、特定健診等未受診者調査委託料に317万5,000円の追加です。

補正の理由であります。平成20年度から、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、特定健診、いわゆるメタボ健診と、特定保健指導が実施されました。当町では、平成20年度、21年度とも11%の受診率にとどまっていることから、特定健診の受診率向上を図るため、未受診者を把握し、効果的な取り組みを行うためにアンケート調査を実施したものであります。

なお、今回、専決処分させていただき補正予算につきましては、9月7日に開催されました国保運営協議会に報告し、承認されましたことを申し添えます。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第10号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第10号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第11号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第10 報告第11号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の28ページをお願いいたします。

報告第11号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

29ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成22年8月2日付でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,399万6,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

31ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

18款1項繰越金、44万3,000円を追加し、881万9,000円。

歳入合計35億2,399万6,000円でございます。

歳出。

3款民生費、44万3,000円を追加し、4億5,254万1,000円。

1項社会福祉費、44万3,000円を追加し、3億5,233万3,000円。

歳出合計35億2,399万6,000円でございます。

33ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

歳入。

18款1項1目繰越金、44万3,000円を追加するものでございまして、歳出財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

35ページをお願いいたします。

歳出。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費、44万3,000円の追加でございます。

老人福祉センターにおきまして、屋外給水管の給水漏れが発見され、早急に対応が必要

となったため、専決処分させていただきました。

承認よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第11号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 報告第11号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

○議長（村山修一君） ここで、2時20分まで休憩します。2時20分、再開します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第44号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第44号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の41ページをお願いいたします。

議案第44号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,674万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,074万1,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

42ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款道支出金、176万2,000円を減額し、1億3,929万6,000円。

2項道補助金、176万2,000円を減額し、5,575万7,000円。

16款1項寄附金、1,920万8,000円を追加し、2,061万8,000円。

18款1項繰越金、381万3,000円を追加し、1,263万2,000円。

19款諸収入、54万9,000円を追加し、3,515万8,000円。

4項雑入、54万9,000円を追加し、3,378万3,000円。

20款1項町債、4,493万7,000円を追加し、2億9,113万6,000円。

歳入合計35億9,074万1,000円。

歳出でございます。

1款1項議会費、10万円を追加し、3,066万3,000円。

2款総務費、5,464万8,000円を追加し、7億6,455万7,000円。

1項総務管理費、5,313万9,000円を追加し、7億3,041万8,000円。

2項徴税費、59万8,000円を追加し、780万円。

7項防災費、91万1,000円を追加し、710万4,000円。

4款衛生費、1,290万円を追加し、5億8,268万3,000円。

1項保健衛生費、30万円を追加し、2億3,004万6,000円。

3項清掃費、1,260万円を追加し、3億4,540万2,000円

6款1項商工費、191万2,000円を減額し、9,799万5,000円。

8款教育費、100万9,000円を追加し、2億4,434万1,000円。

6項保健体育費、100万9,000円を追加し、9,598万6,000円。

歳出合計35億9,074万1,000円。

44ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

変更ございまして、起債の目的は、臨時財政対策債。

限度額、2億3,869万9,000円を、2億8,363万6,000円に変更するものでございまして、4,493万7,000円の増額決定に伴うものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

45ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入。

14款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金、15万円の追加でございます。これにつきましては、エゾシカ個体数の管理駆除に対する道の補助金が追加になったものでございます。

5目商工費道補助金、191万2,000円の減額でございます。緊急雇用創出事業に

関しまして、雇用者数の減による経費の減のために減額をいたすところでございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、850万8,000円の追加でございます。まちづくり基金に善意の寄附があったものでございまして、知床保全に2件、42万218円、診療所改築に11件、698万8,050円、北方領土返還運動に1件、10万円、羅臼町110年の記念事業に指定寄附1件、100万円があったものでございます。

4目の衛生費寄附金、1,070万円でございます。水産系廃棄物処理施設、タイヤショベル購入に伴いまして、協議会の関係団体から寄附があったものでございます。羅臼漁業協同組合から470万円、羅臼町水産加工振興協会から600万円でございます。

18款1項1目繰越金、381万3,000円につきましては、歳出財源の足りない部分について、繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入、54万9,000円の追加でございます。退職手当組合から還付があったものでございます。

20款1項町債2目臨時財政対策債、4,493万7,000円につきましては、増額決定があったものでございます。

47ページでございます。

歳出でございます。

1款1項1目議会費、10万円の追加でございます。緊急的に医師招聘にかかる要請行動が生じたために、既存予算に不足を生じるため、追加するものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、5,244万5,000円の追加でございます。

1点目は、減債基金積立金4,493万7,000円でございます。これにつきましては、臨時財政対策債借り入れに伴う、今後、償還財源に充てるために積み立てるものでございます。

もう1点、知床らうすまちづくりづくり基金積立金、歳入で御説明したとおり、まちづくり基金に善意の寄附があった750万8,000円について、積み立てるものでございます。

11目企画費、69万4,000円の追加でございます。これにつきましては、東京都在住の産科医師、竹内正人氏に対し、医師招聘にかかるアドバイザーとして委託するものでございます。竹内正人医師につきましては、手塚所長、あるいは竹内實先生と面識があるものでございまして、今後、安定した医師招聘、あるいは地域医療の再生のために御尽力いただけるものと期待をいたしているところでございます。あわせて、財源の内訳の変更でございます。100万円を追加するものでございまして、周年記念事業に1件、100万円の寄附金をいただきましたので、財源内訳の変更を行うものでございます。

2項徴税費2目賦課徴収費、59万8,000円の追加でございます。これにつきましては、国税との連携を図るために、既存の運用保守業務の委託料の追加、あるいは既存のシステムの改修費用として追加するものでございます。

7項1目防災費、91万1,000円の追加でございます。防災行政無線の野外放送機器の蓄電が耐用年数を迎えて、交換が必要となったため、9カ所、交換をするものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費7目野生鳥獣保護管理費、30万円の追加でございます。道のエゾシカ被害防止緊急捕獲事業の制度によりまして、今般、100頭の捕獲の上積みをするものでございます。

3項清掃費3目水産系廃棄物処理施設費、1,260万円の追加でございます。水産系廃棄物処理施設のタイヤショベル、19年も経過をいたしまして、老朽化が進んでいるために購入をするものでございます。これに伴いまして、町の一般財源として190万円でございます。

6款1項商工費2目商工振興費、191万2,000円の減額でございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業でございまして、当初、6名の公募をいたしましたところ、4名の公募しかなかったということで、2名分の減額をするものでございます。

8款教育費6項保健体育費5目温水プール管理費、100万9,000円の追加でございます。温水プールにかかる床暖房の漏水、シャワー室のポンプモーターの故障が発見されたために、修繕の追加をするものでございます。

10款1項職員費1目職員給与費、これにつきましては、退職手当組合からの返還金がありましたので、財源内訳の変更をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第44号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第45号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 53ページをお願いします。

議案第45号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,459万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,163万1,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

54ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

4款1項療養給付費交付金、220万円を追加し、320万1,000円。

10款1項繰越金、2,239万3,000円を追加し、2,239万4,000円

歳入合計、2,459万3,000円の追加で、11億7,163万1,000円となるものです。

歳出です。

1款総務費、2,000万円を追加し、3,063万8,000円。

1項総務管理費、2,000万円を追加し、2,578万6,000円。

3款保険給付費、429万3,000円を追加し、7億160万9,000円。

1項療養諸費、429万3,000円を追加し、6億2,581万円。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金、30万円を追加し、62万円。

歳出合計、2,459万3,000円の追加で、11億7,163万1,000円となるものです。

56ページ。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入です。

4款1項1目療養給付費交付金1節現年度分の療養給付費交付金に220万円を追加するものです。退職被保険者等診療給付費が当初予算を上回るが見込まれており、それに伴う交付金の補正です。

10款1項1目繰越金1節前年度繰越金に2,239万3,000円を追加するもので、歳出財源を前年度繰越金に求めたものであります。

58ページです。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 5 節積立金で 2,000 万円の追加です。国保事業特別会計の財政基盤安定のため、国民健康保険財政調整基金に積み立てをするものです。

3 款保険給付費 1 項療養諸費 2 目退職被保険者等療養費 1 9 節負担金補助及び交付金に 4 2 9 万 3,000 円を追加するものです。診療報酬保険者負担金で当初予算を上回る支出が見込まれ、予算不足となることから、補正するものであります。

1 0 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目一般被保険者保険税還付金 2 3 節償還金利子及び割引料に 30 万円の追加です。一般被保険者保険税の還付金に予算不足が見込まれることによるものであります。

なお、今回の補正予算につきましては、9 月 7 日に開催されました国保運営協議会に諮問し、承認されたことを申し添えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 4 5 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 4 5 号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 2 議案第 4 5 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第 1 2 議案第 4 6 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（塚 昇司君） 議案の 6 0 ページをお願いいたします。

議案第 4 6 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成 2 2 年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,102万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めるものです。

61ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

4款1項支払基金交付金、244万4,000円を追加し、9,140万4,000円。

8款1項繰越金、273万円の追加で、273万1,000円

歳入合計、517万4,000円の追加で、3億2,102万4,000円となるものでございます。

62ページ。

歳出です。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金、517万4,000円の追加で、520万5,000円。

歳出合計、517万4,000円の追加で、3億2,102万4,000円になるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の御説明をいたします。

63ページをお願いいたします。。

歳入でございます。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金244万4,000円の追加ですが、介護給付費交付金の前年度精算に伴う交付金でございます。

8款1項1目繰越金273万円につきましては、平成21年度決算に伴う国庫負担金等返還金を前年度繰越金に求めるものでございます。

65ページ。

歳出でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金利子及び割引料で517万4,000円の追加補正でございます。内容につきましては、平成21年度介護保険事業特別会計決算に伴いますルール分の国庫負担金等返還金であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第46号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第47号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第47号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 67ページをお願いいたします。

議案第47号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,172万1,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

68ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款1項繰越金、82万8,000円を追加し、498万8,000円。

歳入合計、82万8,000円を追加し、2億8,172万1,000円となるものでございます。

69ページ。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、82万8,000円を追加し、6,511万7,000円。

歳出合計、82万8,000円を追加し、2億8,172万1,000円となるものでございます。

次に、詳細につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

70ページでございます。

歳入。

5款1項1目繰越金に82万8,000円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出の補正額の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

72ページでございます。

歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に82万8,000円を追加するものでございます。

内容につきましては2点ございまして、1点目は、専決処分でも申し上げました、竹内實先生にかかる経営アドバイザーとしての活動経費が主なものでございまして、73ページ、説明欄に記載のとおり、主として医師等、医療技術者の招聘に当たっての面談や打ち合わせなど、必要となる経費を追加する内容でございます。

2点目は、北海道における医療崩壊に対する再生の取り組みを中心に事業を展開してございます北海道病院協会への加入する年会費とあわせて82万8,000円を追加する内容でございます。

なお、この補正予算につきましては、9月7日に開催の第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますので、御報告申し上げます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第47号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第48号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第48号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（五十嵐勝彦君） 74ページをお願いいたします。

議案第48号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

75ページをお願いいたします。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

このたびの手数料徴収条例の一部改正につきましては、本年11月20日より戸籍事務が電算化に移行することに伴い、条例一部改正するものでございます。

第2条第1項の別表中、「戸籍の謄抄本」を「戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付」に、「除籍の謄抄本」を「除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付」に改めるものでございます。

附則として、施行期日、この条例は、平成22年11月20日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号証明手数料徴収条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第48号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第49号 羅臼町営体育館施設等設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第49号羅臼町営体育館施設等設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（中田 靖君） 76ページをお願いいたします。

議案第49号羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

77ページをお願いいたします。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、旧植別小中学校のグラウンドにつきまして、スポーツ活動と住民のさまざまな活動に利用していただくということから、羅臼町営峯浜緑地広場として社会体育施設に位置づけ、使用料を設定し、当該施設の管理及び使用について明確にすることとあわせまして、町営テニスコートについて、より利用しやすいように、団体の使用区分並びにその使用料を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、別紙の参考資料、2ページ、3ページの新旧対照表を御参照願います。

第3条に次の1号を加える。

第7号としまして、羅臼町営峯浜緑地広場、所在地は、羅臼町峯浜町307番地1でございます。

第8条は、使用料を設定しているものでございますが、第8条第1項中、「別表第6」を「別表第7」に改める。

第8条第1項中の別表第3、羅臼町営テニスコートの使用区分のうち、一般団体について、「10人以上」とあるものを「5人以上」に改め、これに伴って、午前又は午後の半日の使用料を「680円」から「340円」に、1日の使用料を「1,360円」から「680円」に改めるものでございます。

第8条第1項の別表第6の次に、羅臼町営峯浜緑地広場の使用料を定める別表第7を加えるもので、一般個人の使用料を午前又は午後の半日については130円、1日は260円に、一般団体5人以上の使用料を、午前又は午後の半日につきましては340円、1日については680円に、また、収益を目的として使用するときは、個人、団体ともに、午前又は午後の半日については6,820円、1日の場合は1万3,640円と定めるものであります。

附則としまして、施行期日ですが、この条例は、平成22年10月1日より施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号体育施設等設置条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第49号羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第50号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画について

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第50号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） それでは、議案の78ページをお願いいたします。

議案第50号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画について。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回提案の計画につきましては、平成22年4月1日に一部改正されました過疎地域自立促進特別措置法により、当町が過疎地域として指定されたことに伴い、策定するものであります。

この過疎計画の期間につきましては、平成22年度から平成27年度までの6カ年計画であり、羅臼町第6期総合計画の基本構想及び基本計画をあわせた計画で、計画内容は羅臼町第6期総合計画をそのまま踏襲した計画となっております。

なお、この計画の北海道との協議は、平成22年8月30日に終了しております。

それでは、計画の基本構想の内容について、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の4ページ、資料3の計画の概要をお願いいたします。

まず、ここには計画の名称及び策定の根拠等、計画の策定概要を載せております。

5ページをお願いいたします。

ここには、羅臼町における特に重要と考える課題を五つ示しております。

一つ目は、世界自然遺産のまちとして恥ずることのない環境と共生するまちづくりであります。

二つ目が、水産業を軸とした産業の創造であります。

三つ目は、羅臼町の特性を生かし、そして他の地域との差別化を図るらうスタイルの創造であります。

四つ目は、地域医療の充実と社会福祉の創造で、診療所を核とした保健、福祉、医療が連携した社会の創造であります。

そして五つ目に、自立と個性ある地域社会の創造であります。

次に、このような現状を踏まえ、まちづくりの目標を示しております。

目標及び将来のテーマにつきましては、第6期総合計画と同じ、さまざまな時代の潮流と地域の特性を踏まえ、人・まち・自然いきいき知床新時代、サブタイトルを魚の城下町羅臼と設定いたしました。

また、まちづくりの基本方針であります。これも第6期総合計画と同じ、町民とともにつくり上げる協働のまちづくりを基本方針としております。

次に、6ページをお願いいたします。

まちづくりに向けた施策の基本方向を示しております。

基本方向は、四つのカテゴリーに分類しております。

一つ目は、産業に関する施策であります。世界遺産知床の自然と共生する活力ある産業のまちづくり。

二つ目は、暮らしに関する施策であります。心豊かで生きがいに満ちたまちづくり。

三つ目は、福祉に関する施策であります。ぬくもりあふれる福祉のまちづくり。

四つ目は、教育に関する施策であります。心を育み、あすへとはばたくまちづくりであります。

以上、四つの基本方向を示し、それぞれの領域における推進施策の進むべき方向について示しております。

次に、このような事業群の中でも、特に6カ年において重要と思われる重点施策について特筆したのが、7ページの新しいまちづくりに向けた重点施策の展開であります。

今後6カ年、特に重要となる五つの施策を抽出しております。

第1に、保健、福祉、医療が有機的に連携し、持続可能な医療体制を確保するための体制づくりを目指す地域医療の推進であります。

第2に、基幹産業である漁業の振興でありまして、環境基盤整備はもとより、特に今後は水産業を軸とした他の関連産業との連携の中、地域内における経済循環のシステムづくりに重点を置いた漁業振興であります。

第3に、海洋深層水事業であります。海洋深層水を利用して、徹底した衛生管理を行い、羅臼の水産商品はおいしい、安全、安心であるという、知床らうす深層水ブランドの確立を目指します。

第4に、世界自然遺産事業であります。環境基本条例に基づき、環境基本計画を策定し、真の世界自然遺産のまち羅臼を目指します。

第5に、中学校改築事業であります。少子化の進行に伴う児童数の減少を踏まえ、学校適正化計画に基づき、中学校校舎を27年度を目標年次として改築の方向を模索してまいります。

次に、7ページから12ページまでは、ただいま御説明いたしました計画の基本構想における施策の方向を受けまして、具体の分類に対しての現状及び課題、問題点を整理し、それに伴う主要な対策と計画の概要を記載しております。後ほどお目通し願います。

以上、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を簡略に御説明いたしました。よろしくお願

いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号過疎地域自立促進市町村計画は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第50号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画については、原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第18 認定第1号 平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第19 認定第2号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第20 認定第3号 平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第21 認定第4号 平成21年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第22 認定第5号 平成21年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第23 認定第6号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第24 認定第7号 平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第25 報告第12号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
 - ◎日程第26 報告第13号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について
-

○議長（村山修一君） 日程第18 認定第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入

歳出決算認定から、日程第24 認定第7号平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第25 報告第12号平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第26 報告第13号平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告についての9件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員さん方から了承いただいておりますので、総括表で簡単明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程されました9件のうち、議案80ページの認定第1号から認定第7号までにつきましては、各会計の歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するわけでございますが、ただいま議長からお話がありましたとおり、参考資料の平成21年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算総括表について説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算数値につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引残額のみとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

参考資料の13ページをお願いいたします。

平成21年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算総括表。

認定第1号の一般会計でございます。

収入済額39億3,753万6,652円、不納欠損額523万4,801円、収入未済額2億3,797万2,011円、支出済額38億4,180万893円、翌年度繰越額1億2,527万9,000円、歳入歳出差引残額9,573万5,759円の黒字でございます。

認定第2号の国民健康保険事業特別会計でございます。

収入済額11億9,356万5,939円、不納欠損額1,514万1,117円、収入未済額2億6,317万371円、支出済額11億5,882万1,984円、歳入歳出差引残額3,474万3,955円の黒字でございます。

認定第3号の介護保険事業特別会計でございます。

収入済額3億1,243万8,699円、収入未済額723万7,600円、支出済額3億189万9,069円、歳入歳出差引残額1,053万9,630円の黒字でございます。

認定第4号老人保健事業特別会計。

収入済額296万1,832円、支出済額189万6,665円、歳入歳出差引残額106万5,167円の黒字でございます。

認定第5号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額4,504万1,178円、収入未済額27万4,500円、支出済額4,494万5,278円、歳入歳出差引残額9万5,900円の黒字でございます。

認定第6号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億5,761万2,0162円、収入未済額289万7,646円、支出済額2億5,232万3,707円、歳入歳出差引残額528万8,309円でございます。

なお、合計につきましては、それぞれ会計の性格が違いますので、省略をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

水道事業会計でございます。認定第7号でございます。

収益的収入及び支出。決算額2億6,014万8,393円、支出決算額2億4,526万1,766円、差引過不足額1,488万6,627円の黒字でございます。

資本的収入及び支出。収入決算額4,879万3,000円、支出決算額1億5,476万4,949円、差引過不足額1億597万1,949円の不足でございます。

合計決算額3億894万1,393円、支出決算額4億2万6,715円、差引過不足額9,108万5,322円の不足でございます。

次に、議案の37ページをお願いいたします。

報告第12号平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

38ページをお願いいたします。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率。

平成21年度決算でございますが、実質赤字額がありませんので、表示はありません。

連結実質赤字比率額もありませんので、表示はありません。

実質公債費比率13.7%。

将来負担比率118.4%でございます。いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る数値となっております。

なお、議会報告後に、町民にも広く公表をいたすところでございます。

39ページでございます。

報告第13号平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

40ページをお願いいたします。

平成21年度決算に基づく資金不足比率でございます。

水道事業会計であります。資金不足額がありませんので、表示はございません。

経営健全化基準を下回っております。

これにつきましても、議会に報告後、町民に公表をいたすところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第25 報告第12号平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第26 報告第13号平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

各常任委員会委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に決算特別委員が選出されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（久保田誠君） 決算特別委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から、坂本志郎議員、小野哲也議員。

経済文教常任委員会から、山下崧議員、田中良議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。

正副議長室でお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 3時20分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に坂本志郎君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

ただいま、委員長より閉会中の継続審査の議決の申し出がありましたので、これを許します。

委員長田中良君。

○2番（田中 良君） ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号の平成21年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第18 認定第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第24 認定第7号平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての7件を、羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第27 発議第8号 道路の整備に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第27 発議第8号道路の整備に関する意見書を議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 発議第8号道路の整備に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年9月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員、湊屋稔、同じく山下崧、同じく田中良。

道路の整備に関する意見書。

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に、179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済、社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や、更新時期を迎え、老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から、住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ちおけている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流、連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった、安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性、裁量性を重視した、地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

よって、このような状況を踏まえ、次の事項について強く要望する。

記。

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて、早期の事業化を図ること。

2、高度成長期に整備された老朽化した道路施設の長寿命化に係る費用に対する支援の拡充を図ること。

3、冬期交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算を確保すること。

4、平成23年度から段階的に実施するとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう制度を充実するとともに、必要な予算額を確保すること。

5、事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害

対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

6、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第27 発議第8号道路の整備に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第28 発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第28 発議第9号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番（小野哲也君） 発議第9号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年9月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく田中良。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

世界同時不況に端を發した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護、福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

2010年度予算において、地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、政府が地方交付税の充実という地方の要望にこたえたものとして一定の評価ができるものであり、来年度予算においても引き続き地方財政計画、地方交付税措置の一層の充実・確保に向けた大胆な予算措置が必要である。

よって、国においては、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次の事項について取り組むよう強く要望する。

記。

1、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画、地方交付税総額の規模を拡大すること。

2、地方財源の充実・強化を図るため、国、地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と、格差是正のための地方交付税の確保、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

3、2010年度予算において創設された地域活性化・雇用等臨時特例費など、地方財政計画・地方交付税措置のより一層の充実を図り、自治体が安心して雇用対策等に取り組めるような環境整備を行うこと。

4、住民の安全・安心を実現する社会資本の整備に関しては、地方負担を増加させることのないよう、交付金などの十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第28 発議第9号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第29 発議第10号 一般国道の維持管理の充実を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第29 発議第10号一般国道の維持管理の充実を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第10号一般国道の維持管理の充実を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年9月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく湊屋稔。

一般国道の維持管理の充実を求める意見書。

広大な面積に179の市町村が点在する本道は、広域分散型社会を形成しており、人の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤である。

中でも、一般国道は、高規格幹線道路とともに、圏域間の交流、連携の強化による地域経済の活性化はもとより、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった、安全で安心な道民生活を確保する上でも重要な役割を担っている。

しかしながら、国の本年度予算においては、一般国道の維持管理のための予算が大幅に削減されており、草刈りや清掃などの回数の減少や、除雪レベルの低下により、安全・安心な通行の確保に支障を来すばかりでなく、物流や観光などの経済活動や道民生活に対する影響も危惧されるところである。

よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえ、既存道路の維持管理等の重要性を再認識され、次の事項について十分配慮するように強く要望する。

記。

1、安全・安心な道路通行のため、橋梁や舗装等の修繕に必要な予算を確保し、適切な維持管理を着実に実施すること。

2、積雪寒冷地などの地域特性を踏まえ、適切な除排雪に必要な予算を確保し、冬期における安全で安心な通行を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第29 発議第10号一般国道の維持管理の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第30 発議第11号 重症心身障がい児（者）への支援に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第30 発議第11号重症心身障がい児（者）への支援に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） 発議第11号重症心身障がい児（者）への支援に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年9月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、鹿又政義。賛成者、羅臼町議会議員、小野哲也、同じく高島讓二。

重症心身障がい児（者）への支援に関する意見書。

重症心身障がい児（者）は、重度な身体障がいと重度な知的障がい重複して存在し、たんの吸飲による呼吸管理などの医療的ケアを日常的に必要としている。

全国で重度心身障がい児（者）はおよそ4万人弱と推測されており、そのうちの1万2,000人が重症心身障がい児施設と独立行政法人国立病院機構の重症心身障がい児病棟におり、残り3分の2の1万8,000人が各地域で在宅生活を過ごしている。

近年、我が国では、医療技術の進歩と新生児集中治療室（NICU）の体制強化などにより、かけがえのない生命を救うことができるようになってきている。

幸い、救急救命医療を要さない状態になった乳幼児は、退院後には、児童福祉法に基づく病院機能をあわせ持つ重症心身障がい児施設や在宅などに生活の場を移すことになる。

しかし、医療の必要性の高い乳幼児が重症心身障がい児施設に入所するに当たっては、現行の施設の看護体制以上で看護師配置を行う必要性が生ずるが、その病棟のみの診療報酬を設定できないといった隘路があり、施設単独では新たな看護師配置ができない状況にある。

また、重症心身障がい児（者）が在宅で生活するには、家族などによる介護や医療的ケアを密に行う必要があり、家族の抱える負担は非常に大きなものとなる。

このため、家族の介護・看護疲れを軽減するため、短期入所サービス事業などで一時的に重症心身障がい児（者）を診てもらえるレスパイト事業は重要であり、地域で生活をする上で、そのニーズは高まっている。特に医療機関の行う医療型短期入所サービス事業

は、地域で暮らす重症心身障がい児（者）と家族にとって、頼もしいよりどころであり、この事業所の増加につながる方策が望まれる。

あわせて、重症心身障がい児（者）にとって、医療は欠くべからざるものであるが、経済的負担も大きなものとなることから、全国的に地方自治体による単独医療費助成事業を実施している実態にある。

よって、国においては、重症心身障がい児（者）やその家族が地域で安心して暮らせるよう、次の事項について要望する。

記。

1、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児がNICUを退院した後、重症心身障がい児施設が受け入れ体制を拡充するために、施設における一律の診療報酬から、看護師などの配置基準に応じた病棟単位での診療報酬設定ができる方策を講ずること。

2、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）に対する在宅支援において、医療機関の行う医療型短期入所サービスの提供が十分に行われるよう、障害者自立支援法上の報酬額を引き上げること。

3、重症心身障がい児（者）の経済的負担の軽減等を図るため、全都道府県で医療費助成事業を実施している状況にあることを踏まえ、重症心身障がい児（者）医療費の公費負担助成制度を国において創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしくをお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第30 発議第11号重症心身障がい児（者）への支援に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第31 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第31 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後 3時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員